

**水銀による環境の汚染の防止に関する法律
に基づく
水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン
Ver4.0**

令和5年4月

**環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室
経済産業省製造産業局化学物質管理課**

<更新履歴>

Ver.	更新の概要	更新年月
1.0	初版公開	平成29年 7 月
1.1	修辞上の修正等	平成30年 4 月
2.0	・平成29年度の報告に係る問い合わせ及び報告書の内容を踏まえ、分かりやすさ・使いやすさの観点から修正 ・平成30年10月 1 日の要件省令の改正を反映	平成31年 2 月
3.0	・平成31年度（令和元年度）の報告に係る問い合わせ及び報告書の内容を踏まえ、分かりやすさ・使いやすさの観点から修正 ・令和 2 年12月28日の省令・命令改正に伴い、報告書様式から押印が廃止されたことから新様式を反映	令和 3 年 3 月
4.0	・報告書の電子形式による提出方法を記載 ・エクセル様式の報告書導入に伴い、その作成方法を記載	令和 5 年 4 月

目次

1.	水銀汚染防止法に基づく水銀含有再生資源の管理に関する制度の解説	1
1.1	制度の概要	1
1.1.1	水銀汚染防止法の概要	1
1.1.2	水銀含有再生資源の環境上適正な管理に関する制度の概要	2
2.	水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法	6
2.1	対象となる水銀含有再生資源	6
2.2	環境上適正な管理の方法	8
2.2.1	水銀汚染防止法で求められる環境上適正な管理の方法	8
2.2.2	具体的な管理方法	9
3.	水銀含有再生資源の管理に関する報告の方法	12
3.1	対象となる水銀含有再生資源	12
3.2	報告事項	12
3.3	報告書の提出方法	13
3.4	報告書の作成方法	14
3.4.1	報告書の様式等	14
3.4.2	ワード様式の報告書の記入要領	14
3.4.3	エクセル様式の報告書の入力要領	30
3.4.4	ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い	40
3.4.5	チェックシート	42
3.5	報告書提出先	48
	付録	51
	付録1 Q & A	52
	付録2 連絡先・問い合わせ先	74
	付録3 様式	75

はじめに

本ガイドラインは、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号。以下「水銀汚染防止法」といいます。）に基づき、水銀含有再生資源の管理者（水銀含有再生資源管理者）が水銀及びその化合物（以下「水銀等」といいます。）による環境の汚染を防止するためにとるべき措置と、国（事業所管省庁）へ定期的に報告する内容について必要な事項を解説するものです。

***** <ガイドラインの構成> *****

本ガイドラインは、以下の三つの章と付録で構成されています。

第 1 章 水銀汚染防止法に基づく水銀含有再生資源の管理に関する制度の解説

制度の背景、概要、他の制度との関係を解説します。

第 2 章 水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法

水銀含有再生資源の管理においてとるべき措置について、「水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針」に基づき解説します。

第 3 章 水銀含有再生資源の管理に関する報告の方法

水銀汚染防止法第 24 条第 1 項の水銀含有再生資源の管理の状況に関する報告の方法について、「水銀含有再生資源の管理に関する命令」（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 3 号）に基づき解説します。報告書を提出する際のチェックシートも含まれています。

付録

Q & A、連絡・問い合わせ先、コピーして使える報告書の様式が含まれています。

1. 水銀汚染防止法に基づく水銀含有再生資源の管理に関する制度の解説

1.1 制度の概要

1.1.1 水銀汚染防止法の概要

(1) 背景

水銀は、化石燃料の燃焼や廃棄物など様々な排出源から人為的に環境に排出され、地球規模で循環・蓄積し続けており、産業革命以降の人為的な排出の増加により海洋生物中の水銀濃度が急激に増加し、魚介類を多食する北極圏の人々などへの影響が懸念されています。我が国では、特に偏った食生活でない限り、食品からの水銀ばく露による健康影響が懸念される状況にはありませんが、将来的に魚介類の水銀濃度が上昇する可能性もあることを踏まえ、地球規模での水銀による環境の汚染の防止に貢献するため、水銀の排出を抑制する取組が重要です。

こうした状況を踏まえ、水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、平成 25 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」といいます。）が採択されました。これを受けて、水俣条約を国内で実施するための措置や水俣条約よりも踏み込んだ措置を講ずる水銀汚染防止法が平成 27 年の通常国会において成立し、水俣条約の発効日である平成 29 年 8 月 16 日に施行されました（ただし、水銀使用製品に関する措置の一部については、別に政令で定める日（表 1.1 に記載）から施行されます。）。

(2) 水銀汚染防止法の概要

水銀汚染防止法に基づき、表 1.1 に示す措置が実施されています。水銀含有再生資源管理者は、その管理に係る水銀等による環境の汚染を防止するために必要な措置をとることが求められます。

表 1.1 水銀汚染防止法に基づく措置とその対象者

水銀の利用局面	措置の内容（該当条文）（施行年月日）	対象者
掘採	水銀鉱の掘採の禁止（第 4 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	水銀鉱を掘採しようとする者・掘採している鉱業権者
製品等への使用	特定水銀使用製品の製造等の禁止（第 5～12 条、附則第 3 条） （製品の種類によって、平成 30 年 1 月 1 日又は平成 32 年 12 月 31 日施行）	特定水銀使用製品を製造しようとする者、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いようとする者
	新用途水銀使用製品の製造等の制限（第 13～15 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	新用途水銀使用製品の製造等を行おうとする事業者
	水銀使用製品の適正な回収に関する措置（第 16、17 条） （平成 28 年 12 月 18 日施行）	国・市町村
	水銀使用製品に関する情報提供（第 18 条） （平成 28 年 12 月 18 日施行）	水銀使用製品の製造・輸入事業者
	特定の製造工程における水銀等の使用の禁止（第 19 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	特定の製造工程において水銀等を使用しようとする者
	水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第 20 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	水銀等を使用する方法によって金の採取を行おうとする者
貯蔵・管理	水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置（第 21、22 条）	水銀等を貯蔵する者

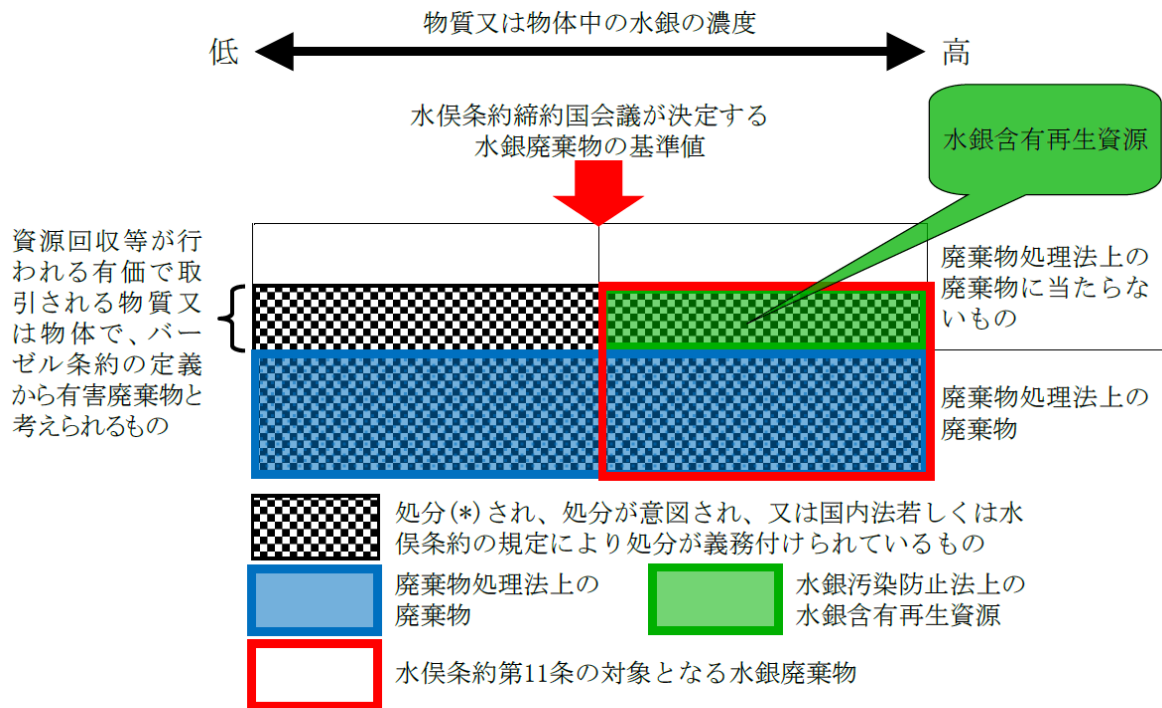
水銀の 利用局面	措置の内容（該当条文）（施行年月日）	対象者
	（平成 29 年 8 月 16 日施行）	
	水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための措置（第 23、24 条） （平成 29 年 8 月 16 日施行）	水銀含有再生資源を管理する者

1.1.2 水銀含有再生資源の環境上適正な管理に関する制度の概要

（１） 背景

水俣条約第 11 条では、締約国に対し、今後水俣条約の締約国会議が採択する追加の附属書の要件に従い、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理することを求めています。水俣条約の廃棄物の定義は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成 5 年条約第 7 号。以下「バーゼル条約」といいます。）の関連する定義を引用することとされており、水俣条約上の水銀廃棄物には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）上の廃棄物に該当しないものが含まれています（図 1.1 参照）。これら廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない水俣条約上の水銀廃棄物は、水銀汚染防止法において「水銀含有再生資源」として位置付けられ、環境上適正な管理のための措置を担保することとなりました。水俣条約では、締約国会議がバーゼル条約の関連機関との協力の下に調和のとれた方法で水銀廃棄物の基準値を定めることとされていますが、水銀汚染物には当該基準値が定められていないため、我が国では、水俣条約発効時点の国内におけるバーゼル条約対象物の該当基準と整合させ、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令（平成 27 年経済産業省・環境省令第 10 号）（改正：平成 30 年経済産業省・環境省令第 6 号。以下「要件省令」といいます。）で定める要件に該当するものであって、バーゼル条約附属書ⅣB に掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもののうち有用なものを水銀含有再生資源と規定しています。

なお、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは、廃棄物処理法に基づき、適正に処理する必要があります。



注*: バーゼル条約締約国に対しては、バーゼル条約における定義が水俣条約の対象となる廃棄物に適用される。バーゼル条約における「処分」は、中間処理・最終処分のみならず、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であって、資源回収等（資源回収・再生利用・回収利用・直接再利用・代替利用）が行われなかった場合には、中間処理・最終処分が行われていたはずのものについては、資源回収等も含む。

図 1.1 水俣条約と廃棄物処理法における廃棄物の定義

水銀廃棄物は、水俣条約の締約国会議が採択する要件に従って、環境上適正に管理することが求められていますが、令和3年3月時点ではこの要件は採択されていません。

そこで、我が国においては、水銀汚染防止法第23条第1項に基づいて、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号。以下「管理指針」といいます。）を策定する際には、バーゼル条約に基づいて作成された指針（バーゼル条約水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン）や、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）などによる水銀等の製造、保管等の規制を参考にしました。

また、水銀汚染防止法第24条第1項では、管理指針に従った管理が行われていることを確認するのみならず、水銀等の需給バランスの変化によって有価物であった水銀含有再生資源が廃棄物処理法上の廃棄物に移行する可能性があることも考慮し、水銀含有再生資源管理者に対して定期的な報告を求めることとされました。

（２） 制度の概要

１） 水銀含有再生資源の定義

水銀等又はこれらを含む物のうち、要件省令で定める水銀等の含有量に関する要件に該当し、かつ、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替利用に結びつく処分作業が行われるもの（廃棄物処理法上の廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）であって有用なものをいいます。含有量に関する要件への該当性の判断に当たっては、成分分析を実施し、基準値を超過しているか否かを確認します。

＜水銀含有再生資源の水銀の含有量に関する要件＞

詳細は、「2.1.1 水銀汚染防止法において環境上適正な管理が求められる水銀含有再生資源」参照。

- 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀等を 0.1 重量パーセント以上含む物
- 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀等を 1 重量パーセント以上含む物 等

＜水銀含有再生資源に該当し得るものの具体例（平成 31 年度（令和元年度）報告に基づく）＞

- 非鉄金属製錬スラッジ： 非鉄鉱石に含まれる非鉄金属（銅、鉛、亜鉛など）を取り出すために鉱石を製錬する過程で発生する汚泥で、水銀を含んでいる場合があります。この水銀を含む非鉄金属製錬スラッジは、排出者である非鉄金属製錬事業者から委託を受けた廃棄物処理事業者に運搬され、水銀が回収され、そして、水銀が回収された後の残さ（水銀含有再生資源ではない再生資源）は、非鉄金属製錬事業者に戻されて有用金属の回収に用いられます。
- 歯科用アマルガム： 虫歯等によってできた歯のくぼみを充填するための材料で、水銀とその他の金属（銀、銅、スズなど）を混ぜ合わせて作られます。現在はアマルガムの代替材料が普及し、我が国において歯科用アマルガムが新たに充填されることはほぼなくなりましたが、不要になったアマルガムが歯科診療所で保管されている場合があります、これらのアマルガムから有用金属を回収するため、貴金属リサイクル事業者が歯科診療所等からアマルガムを譲り受ける場合があります。
- 分析用途で使用された水銀： 水銀は分析用途に使用される場合があります。使用した水銀には試料の成分が付着するため、水銀を再生利用するため分析機器から使用済みの水銀を回収し精製する場合がありますが、このように、再生利用を目的として分析機器から回収された水銀は、水銀含有再生資源に該当します。
- 製品から回収された水銀： 気圧計等の製品に充填された水銀を再生利用するため、当該製品から回収した水銀を精製する場合があります、このような精製前の水銀は水銀含有再生資源に該当します。
- 酸化銀電池： 正極に酸化銀、負極に亜鉛を使用した一次電池で、過去に国内で製造されたものや海外から輸入されるものの一部に水銀が含まれている場合があります。このような酸化銀電池から銀や亜鉛を回収する目的で、貴金属リサイクル事業者が酸化銀電池を取り扱う時計店等から酸化銀電池を譲り受ける場合があります。

2） 水銀含有再生資源の管理

「水銀含有再生資源の管理」とは、水銀含有再生資源の所有権を有し、保管、運搬又は処分作業（再生利用等）を行うことをいいます。水銀含有再生資源の所有者が、その管理を他者に委託した場合も、その所有権を引き続き有する者である委託した者が「水銀含有再生資源管理者」になります。

水銀含有再生資源は、管理指針に基づき、環境上適正な管理を行う必要があります。具体的には、次のような措置をとることが求められます。

- 飛散・流出の防止等： 水銀含有再生資源が漏れたり流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状や事業所における取扱い実態に応じて必要な措置をとる。また、保管、運搬又は処分作業の実施に伴って、悪臭や騒音・振動が発生するおそれがある場合には、容器等の密閉化や運搬時の固定など、生活環境の保全上支障が生じないようにす

る。

- 情報提供（保管、運搬又は処分を委託する場合）：水銀含有再生資源の管理を他者に委託するときには、委託者である水銀含有再生資源管理者は引き続きその水銀含有再生資源の管理者として水銀汚染防止法に基づく措置を実施する責任を有し、その相手方（委託先）において環境の汚染を防止するための措置がとられるようにする責任があるため、相手方（委託先）に対し、とるべき措置について情報を提供する。なお、これは相手方（委託先）が再委託を行う場合も同様であり、水銀含有再生資源の管理を他者に委託するときには、委託者である水銀含有再生資源管理者は相手方（委託先）に対し、再委託に当たって措置すべき事項等の情報を提供する。
- 情報提供（譲渡する場合）：水銀含有再生資源を他者に譲渡（所有権の移転を伴う引渡し）するときは、その相手方において管理指針に基づく環境の汚染を防止するための措置及び定期報告が必要となるため、相手方に対し、譲渡するものが水銀汚染防止法の規制対象であることについて、情報を提供する。

また、保管については、次のような措置をとることが求められます。

- 容器：水銀含有再生資源が漏れたり流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状に応じて適切な材質や構造の容器で保管する。また、容器を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修する。
- 表示：容器及び保管する場所に、保管しているものが水銀含有再生資源であることが分かるよう表示する。
- 保管場所：水銀含有再生資源の盗難・紛失を防ぐため、鍵をかけることのできる保管庫・棚等で保管するか、鍵をかけることのできる部屋や倉庫に水銀含有再生資源を保管する棚等を設置し、施錠する。その場所が特性上鍵をかけることができないものである場合は、周囲に堅固な柵を設ける。

3) 管理に関する定期報告

水銀含有再生資源管理者（水銀含有再生資源の所有権を有する者）は、水銀含有再生資源の管理の状況について定期報告を行う必要があります。この報告は、事業所ごとに毎年度、水銀含有再生資源を管理した年度の情報を所定の様式に記載した報告書を作成し、これをその翌年度の6月末までに国（事業所管省庁）に提出することによって行います。

年度の途中で、管理していた水銀含有再生資源の全量を他者に譲り渡した場合や、全量が廃棄物処理法上の廃棄物となった場合でも、その翌年度の提出期間内での報告が必要です。

報告をせず、又は虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金が科されます。

2. 水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法

2.1 対象となる水銀含有再生資源

水銀汚染防止法の下で環境上適正な管理が求められる水銀含有再生資源は、以下のとおりです。

■環境上適正な管理が求められる水銀含有再生資源

水銀等又はこれらを含有する物のうち、要件省令で定める要件に該当し、バーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業【※1】がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）であって有用なものをいいます（水銀汚染防止法第2条第2項）。

「要件省令で定める要件」は、次に掲げるもののいずれかに該当するものであることです。ただし、②又は③に掲げるものにあつては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号）別表七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことがないものを除きます。

- ① 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を0.1重量パーセント【※2】以上含む物
- ② 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを1重量パーセント【※2】以上含む物
- ③ ①及び②に掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物
- ④ バーゼル条約附属書IVAのD1からD4まで【※3】又はIVBのR10【※4】に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
イ 固形状であつて、平成3年環境省告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について）別表の環境上の条件（総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。）【※5】に適合しない物
ロ 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第6条の2に規定する要件（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）【※6】に該当する物
- ⑤ ④に掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
イ 固形状であつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）別表第三に掲げる基準（アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。）【※7】に適合しない物
ロ 液状であつて、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第一に掲げる基準（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るものに限る。）【※8】に適合しない物

【※1】バーゼル条約附属書IV 処分作業

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつく作業

このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であつて、このB表に掲げる作業が行われなかった場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。

- R 1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R 2 溶剤の回収利用又は再生
- R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R 6 酸又は塩基の再生
- R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R 8 触媒からの成分の回収
- R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R 11 R 1 から R 10 までに掲げる作業から得られた残滓（し）の利用
- R 12 R 1 から R 11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R 13 この B 表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

【※ 2】「重量パーセント」の考え方

要件省令の「重量パーセント」は、対象となる物の性状に応じて、個別に判断がなされます。例えば、水銀スイッチ等の水銀使用製品を部品として製造された機器の場合は、「重量パーセント」の判断に当たっての分母は、基本的には、構造的に分解可能な最小の製品単位（水銀スイッチ等）の重量となります。水銀使用製品を部品として製造された製品には多様なものがありますので、具体的な判断方法については、環境省・経済産業省に個別に御相談ください。

【※ 3】バーゼル条約附属書Ⅳ 処分作業

- A 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない作業
この A 表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない処分作業であって実際に行われるすべてのものを含む。
- D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
 - D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
 - D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
 - D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
 - D 5～D 13 （略）

【※ 4】バーゼル条約附属書Ⅳ B の処分作業

- R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理

【※ 5】平成 3 年環境省告示第 46 号（土壌の汚染に係る環境基準について）別表

項目	環境上の条件	測定方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法

【※6】水質汚濁防止法施行規則

(有害物質を含むものとしての要件)

第6条の2 法第8条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

【※7】金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第三

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
	水銀又はその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005 mg 以下

【※8】排水基準を定める省令（排水基準令）別表第一

有害物質の種類	許容限度
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。

なお、水銀含有再生資源に該当する土壌については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による厳重な規制が適用されます。

2.2 環境上適正な管理の方法

2.2.1 水銀汚染防止法で求められる環境上適正な管理の方法

管理指針（水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）においては、水銀含有再生資源管理者に対し、環境の汚染を防止するために以下の措置をとることを求めています。

■水銀含有再生資源管理者に求められる環境汚染防止措置

第一 管理（保管、運搬又は処分作業の実施）に共通する事項

- 1 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。
- 2 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。
- 4 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二 保管に関する事項

- 1 水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
- 2 水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
- 3 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 4 水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

2.2.2 具体的な管理方法

(1) 管理（保管、運搬又は処分作業の実施）に共通する事項

1) 飛散・流出防止

水銀含有再生資源の管理に当たっては、水銀含有再生資源が飛散したり、流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状や事業所における取扱い実態に応じて必要な措置をとることが必要です。特に水銀が化合物ではなく、金属水銀として水銀含有再生資源に含まれている場合には、揮発防止に留意する必要があります。

具体的には、次のような措置が考えられます。

- 保管施設・設備について、密閉化や床面を不透水性の材質とする。
- 運搬中に容器が落下・転倒等することのないよう車両等に積載する。
- 運搬の容器や施設・設備を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修する。
- 高温にさらされないようにする。

万が一、飛散・流出してしまった場合は、速やかに容器からの飛散・流出を止める措置や、飛散・流出した水銀含有再生資源の回収等の応急措置をとってください。管理指針の第1「水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。」を勘案し、水銀汚染防止法第23条第2項に基づく環境の汚染を防止するためにとるべき措置についての必要な勧告がなされる可能性があります。管理指針等に照らして対応に困る場合は事業所管省庁に御相談ください。

2) 悪臭、騒音・振動防止

水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業の実施において、水銀含有再生資源から悪臭が発生するおそれがある場合には、温度管理や使用する容器及び設備を密閉化してください。また、運搬時や処分作業の実施時において、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置をとることも必要です。

3) 委託先等への情報提供

水銀含有再生資源の管理を他者に委託する場合、委託者である水銀含有再生資源管理者は引き続きその水銀含有再生資源の管理者として水銀汚染防止法に基づく措置を実施する責任を有し、その相手方（委託先）において環境の汚染を防止するための措置がとられるようにする責任があるため、相手方（委託先）に対し、とるべき措置について情報を提供することが必要です。そのため、委託する前に、相手方（委託先）において上記1)～2)の取組が行われること、また、保管を委託する際には、以下の「(2) 保管に関する事項」が確実に実施される施設であることを確認することが必要です。さらに、相手方（委託先）に対して、当該物質が水銀汚染防止法に基づく管理の規制対象となる「水銀含有再生資源」であること及び必要な措置を明示的に伝達することが必要です。

水銀含有再生資源管理者から国（事業所管省庁）に提出する水銀含有再生資源の管理に関する報告書においては、水銀含有再生資源管理者から委託する相手方（委託先）に十分な情報提供が行われたことを国が確認できる書類を添付する必要があります。相手方（委託先）に対する情報提供が不十分なことによって相手方（委託先）で必要な取組が行われず、委託元である水銀含有再生資源管理者が国から勧告を受ける可能性がありますので、契約書等に水銀含有再生資源の管理の内容（本節「2.2.2 具体的な管理方法」参照）について、記載しておくことが求められます。

委託の相手方（委託先）が再委託する場合についても、委託元である水銀含有再生資源管理者に水銀含有再生資源による環境の汚染を防止する責任が引き続き残りますので、委託先に対し、

再委託先に対しても同様の情報提供を行うことを契約書に明記すること等で徹底させることが必要です。

管理を委託する水銀含有再生資源については、相手方（委託先）が適切に管理を行えるよう、以下の情報を提供することが望まれます。

- 物質の名称、組成、量
- （処分作業を委託する場合）処分作業の種類（バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業のいずれに該当するかの別）及び目的

4) 譲受者への情報提供

水銀含有再生資源の所有権を他者に譲渡する場合には、譲受者が、水銀含有再生資源管理者として管理指針に基づき適切に管理し、及び国への定期報告を行えるよう、当該物質が水銀汚染防止法第2条第2項の「水銀含有再生資源」に該当し、法に基づく管理と報告が義務付けられていることを伝えることが必要です。情報提供が不十分な場合、譲受者で必要な取組が行われないこともあるため、譲受者が国から勧告を受ける可能性がありますので、契約書等に水銀含有再生資源の管理の内容（本節「2.2.2 具体的な管理方法」参照）について、記載しておくことが求められます。譲渡する水銀含有再生資源については、譲受者が適切に管理を行えるよう、以下の情報を提供することが望まれます。

- 物質の名称、組成、量

（2） 保管に関する事項

1) 容器の要件

水銀含有再生資源を保管する容器は、水銀含有再生資源が飛散したり、流出したりするおそれのないものを選択する必要があります。水銀含有再生資源の含水量、総重量のほか、水銀含有再生資源に含まれている金属や化学物質の特性を踏まえて、揮発や化学反応（腐食、発熱等）が起こらない材質・形状とすることが重要です。

2) 容器の表示

水銀含有再生資源を保管する容器に、保管しているものが水銀含有再生資源であることが分かるよう表示する必要があります。水銀含有再生資源であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとしてください。水銀含有再生資源の保管状況は、種類ごとに国（事業所管省庁）に報告する義務がありますので、例えば、水銀含有再生資源の具体的な名称、組成、重量も分かるように表示し、目録を作成して管理すると、毎年の定期報告が確実に行えます。図 2.1 に容器の表示例を示します。

なお、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 25 条第 2 項の規定により、水銀、水銀の無機化合物（硫化水銀を除く。）又はアルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）の含有量が 1 重量パーセントを超える製剤その他の物については、容器の見やすい箇所に物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示することも必要です。



図 2.1 水銀含有再生資源を保管する容器の表示例

3) 保管場所

水銀含有再生資源の保管場所には、水銀含有再生資源を保管していることを表示する必要があります。図 2.2 及び図 2.3 の例のように、水銀含有再生資源であることが一目で分かるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとしてください。また、保管場所は、鍵をかけるか、周囲に堅固な柵を設けることが求められます。



図 2.2 水銀含有再生資源の保管場所の例 1



図 2.3 水銀含有再生資源の保管場所の例 2

3. 水銀含有再生資源の管理に関する報告の方法

3.1 対象となる水銀含有再生資源

水銀汚染防止法が求める水銀含有再生資源の管理に関する報告には、量の裾切り要件はありません。事業所において水銀含有再生資源を管理する場合は、報告が必要です。「事業所」とは、水銀含有再生資源の管理に係る事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体の下で、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを指します。ただし、同一の又は隣接する敷地内にない場合も、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀含有再生資源の管理が一体として行われている場合は、一事業所と取り扱って差し支えありません。

報告は、事業所ごとに、毎年度4月1日から6月30日までの間に、定められた様式により前年度（4月1日から3月31日まで）の水銀含有再生資源の管理に関する報告書を提出します。報告をせず、又は虚偽の報告をした者には30万円以下の罰金が科されます。

3.2 報告事項

水銀汚染防止法に基づき報告が求められる事項は次のとおりです。

■水銀含有再生資源の管理に関する報告が求められる事項

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 水銀含有再生資源管理者において行われる水銀含有再生資源の管理に係る事業
- 四 年度当初において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量
- 五 生じ、又は譲り受けた水銀含有再生資源の種類別の量
- 六 譲り渡し、処分作業（バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業をいう。以下同じ。）を行い、又は廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となった水銀含有再生資源の種類別（譲り渡し、又は処分作業を行った場合にあっては、水銀含有再生資源の種類別並びに譲渡しの目的別又は処分作業の種類及び目的別）の量
- 七 譲り渡し、又は譲り受けた場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地
- 八 年度末において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量及び管理の目的
- 九 水銀汚染防止法第23条第1項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組
- 十 保管、運搬又は処分作業を委託した場合にあっては、その委託した水銀含有再生資源の種類別の量及び当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に係る以下の事項
 - （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - （2） 受託者が保管、運搬又は処分作業を行った場合にあっては、保管若しくは処分作業を行った事業所の名称及び所在地又は運搬の経路
 - （3） 受託者に処分作業を委託した場合にあっては、委託した処分作業の種類及び目的
 - （4） 水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組

（参考：水銀含有再生資源の管理に関する命令第3条）

3.3 報告書の提出方法

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行う水銀含有再生資源管理者は、以下に従って報告書を提出します。

(1) 提出期間

毎年度4月1日から6月30日（6月30日が土日、祝日の場合は、その直前の平日）までの間に、前年度の水銀含有再生資源の管理に関する報告書を提出します。報告書に記入する報告事項は、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の状況が対象です。

(2) 提出先

報告書は、水銀含有再生資源の管理に係る事業を所管する省庁の窓口（表 3.5 参照）へ持参又は送付してください。水銀含有再生資源管理者が水銀含有再生資源の管理に係る2以上の事業を行っていて、それぞれの事業を所管する省庁が異なる場合には、それら全ての省庁の窓口に同一の報告書を持参又は送付してください。

なお、事業所管省庁の窓口で受理された報告書は、水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する事業所管大臣から環境大臣及び経済産業大臣へその写しが送付されます。また、環境大臣が受理した当該報告書の写しは、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書との突合等に活用するため、都道府県等の産業廃棄物担当部局に共有されます。

(3) 提出方法

水銀含有再生資源の管理に関する報告は、書面又はデータファイルにより提出してください。提出物及び提出物の記入要領は、「3.4 報告書の作成方法」を御参照ください。

(4) 提出に関する留意事項

1) 提出物の保管

事業所管省庁が、報告書を受理した後、報告内容等について問い合わせる場合がありますので、書面の場合は、必ず報告書の写しをとり、関連する資料と共に保管してください。データファイルの場合は、必ず提出したデータを各事業者で保存し、関連資料と共に保管してください。

2) 報告事項等の記入について

報告書の作成に際しては、誤りのないよう御注意ください。報告事項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、国民からの開示請求の対象となります。

また、報告書の提出前に「3.4.5 チェックシート」で記入内容を最終確認してください。

3) 報告書の郵送による提出

報告書を郵送により提出する場合には、簡易書留郵便を用いて御提出ください。

なお、報告書を受理した事業所管省庁から報告者に報告書の写し等に受理印を押印し返送することは一切いたしません。事業所管省庁が報告書を受理したことの確認が必要でしたら、簡易書留郵便の記録によってください。

4) 報告書の電子形式による提出

報告書を電子形式により提出する場合には、ファイル形式を変換せずに、電子メール又は電子申請を用いて御提出ください。

なお、事業所管省庁によって受付ける媒体が異なります。下記は一部事業所管省の例になります。

電子メール：文部科学省・厚生労働省・環境省

電子申請：経済産業省

(手続きに関する詳細については、付録2に示す問い合わせ先を御参照のうえ、各事業所管省庁にお問い合わせください。)

3.4 報告書の作成方法

3.4.1 報告書の様式等

(1) 提出書類の様式

書面又はデータファイルによる提出を行う際に用いる水銀含有再生資源の管理に関する報告書の様式は、環境省及び経済産業省のウェブサイト¹からダウンロードすることができます。

様式の記入要領については、「3.4.2 ワード様式の報告書の記入要領」「3.4.3 エクセル様式の報告書の記入要領」を御参照ください。

(2) 郵送による提出の場合

提出する書類の用紙の大きさは、日本産業規格A4（縦置き）とします。また、書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入します。特に、手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色のボールペン等の筆記用具で記入します。

(3) 電子形式による提出の場合

ファイル形式を変換せずに記入します。

3.4.2 ワード様式の報告書の記入要領

ワード様式の水銀含有再生資源の管理に関する報告書は、様式、別紙1、別紙2から構成されています。それぞれについて、以下に記入要領を示します。

(1) 様式の記入要領

様式の前半の記入例を図3.1.1及び図3.1.2に、様式後半の記入例を図3.2に示します。

¹ URL : <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html> (環境省)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/houkokusyo.html#shigen (経済産業省)

様式（第二条関係）

水銀含有再生資源管理報告書

令和 XX 年 X 月 XX 日 (A)

経済産業大臣 殿 (B)

報告者

住 所 〒XXX-XXXX
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏 名 ■■金属株式会社

代表取締役社長 環境 花子

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称：■■金属株式会社 埼玉事業所 (D)-1
	所在地：〒XXX-XXXX 埼玉県〇〇市△△〇-〇-〇 (D)-2
担当者氏名及び連絡先	部署：環境本部〇〇係
	氏名：環境次郎（かんきょうじろう）
	電話番号：03-XXXX-XXXX kankyo.jiro@〇〇〇.〇〇.jp
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業	銅第 1 次製錬・精製業 (E)
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣 (C)

図 3.1.1 様式前半の記入例その 1

水銀含有再生資源管理報告書

令和 XX 年 X 月 XX 日 (A)

経済産業大臣 殿 (B)

報告者

住 所 〒XXX-XXXX
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏 名 ■■金属株式会社

代表取締役社長 環境 花子

代理人 環境本部長 環境 太郎

図 3.1.2 様式前半の記入例その 2

報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量	銅製錬排ガス処理スラッジ 3,000kg 
前年度における水銀含有再生資源の管理状況	別紙2のとおり。 
指針に基づき実施した取組等	水銀含有再生資源管理者が指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組（具体的に記載）  ○<u>保管</u>：○○製容器に密閉し、容器ごとに「水銀含有再生資源」を表示した。容器は鍵のかかる専用の保管場所に存置し、保管場所に「水銀含有再生資源」を表示した。 ○<u>運搬・処分作業</u>：飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境への悪影響の防止の観点から、運搬・処分作業について標準作業手順を策定し、実施した。 ○<u>譲渡先</u>：譲渡先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達した。 ○<u>その他の取組</u>：社員教育の一環として、水銀含有再生資源の環境上適正な管理についての研修を行った。 水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施を求めた取組（具体的に記載）  ○<u>保管の委託</u>：委託先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達し、保管について以下の措置を求めた：堅固な容器に密閉し、容器ごとに「水銀含有再生資源」を表示し、容器は鍵のかかる堅固な専用の保管庫に収納し、保管庫に「水銀含有再生資源」を表示すること。 ○<u>運搬の委託</u>：委託先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達し、運搬について以下の措置を求めた：容器転倒防止のためのパレット利用と容器同士の連結、振動防止のための衝撃吸収シートの荷台への整備を実施すること。 ○<u>処分作業の委託</u>：委託先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達し、処分作業について以下の措置を求めた：排ガス及び施設内の水銀濃度測定を実施すること。
備考 1 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。 2 水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀含有再生資源の管理に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。 3 前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量の欄については、水銀含有再生資源の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に管理していた量を記載すること。 4 前年度における水銀含有再生資源の管理状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀含有再生資源の種類ごとに別紙2に記載すること。 5 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組について具体的に記載すること。 6 水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類等を添付すること。 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

図 3.2 様式後半の記入例 （図 3.1.1 記入例その1の続きに相当）

㊦『年月日』

様式の事業所管大臣への報告年月日（窓口を持参する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。省令に規定された様式では、元号「平成」を記載していますが、必ず改元後の新しい元号を用いてください。

㊧『宛先』

報告者（水銀含有再生資源管理者）が行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業を所管している大臣名（表 3.1 参照）を記入します。省令に規定された様式では、「主務大臣 殿」と記載していますが、そのままにせず、事業所管大臣を特定して記入します。また、例えば「山田太郎大臣 殿」のように、人名を入れることは、しないでください。

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る2以上の事業（㊦と別紙1に記入する事業）を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、大臣名（㊧と別紙1に記入する大臣）を連名で記入します。また、水銀含有再生資源の管理に係る一つの事業が2以上の大臣の共管である場合も大臣名を連名で記入します。

㊨『報告者（住所、氏名）』

報告者は、水銀含有再生資源の管理を行っている者（個人・法人）です。この欄では提出日（発送日）時点のものを記入します。

地方公共団体が運営する公営企業、学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した者として扱います。コラム＜地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織が報告者となる例＞を御参照ください。

『住所』：報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び所在地を記入します。

『氏名』：企業、団体等の法人にあっては、登記上の名称及びその代表者の役職名・氏名を、個人にあっては、当人の氏名を記入します。代表者の役職名・氏名の記入を忘れる例が散見されますので、御注意ください。

なお、法人にあっては、報告者は、水銀含有再生資源の管理を担当する部署の長など、法人において水銀含有再生資源の管理に責任を有する者を代理人とし、報告を委任することができます。この場合には、図 3.1.2 のように、報告者の住所・氏名の下に代理人の役職名・氏名を記入します。報告書に委任状を添付する必要はありません。法人内で適切な委任手続を行ってください。

㊩－1『事業所の名称』

水銀含有再生資源を実際に管理していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）を記入します。

㊩－2『事業所の所在地』

水銀含有再生資源を実際に管理していた（している）事業所の郵便番号及び所在地（都道府県名から番地等まで）を記入します。

㊪『担当者氏名及び連絡先』

事業所管省庁は、報告書を受理した後、報告内容等について問い合わせる場合がありますので、報告書を作成した担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及び電子メールアドレスも記入してください。

㊫『水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業』

事業所で行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業について、日本標準産業分類の細分類

に従って事業の名称を記入します。「細分類」とは、分類コードが4桁の項目名を指します（表 3.1 参照）。日本標準産業分類については、総務省統計局のウェブサイト「政府統計の総合窓口」の以下のページで確認してください。 <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る2つ以上の事業を行っている場合には、それらの事業のうちから主たる事業一つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については別紙1に記入します。主たる事業の考え方については、コラム＜主たる事業の考え方＞を御参照ください。別紙1に㊦と同じ事業名を記入する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、別紙1の記入・添付は不要です。

㊧『水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する大臣』

上記㊦の主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します（表 3.1 参照）。「主務大臣」、「山田太郎大臣」などとは記入しないでください。上記㊦の主たる事業が2以上の大臣の共管である場合、その共管大臣を全て記入します。

㊨『前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量』

前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた水銀含有再生資源の量（別紙2の「㊨年度末に管理していた量」に記載した数値と同じ）を、種類別に記入します。記入する単位はkgとし、ゼロの場合は0kgと記入します。資源回収等の処分作業を予定していない物の量又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。

㊩『前年度における水銀含有再生資源の管理状況』

別紙2に報告対象年度（4月1日から3月31日まで）における水銀含有再生資源の管理状況を記入します。

㊪－1『指針に基づき実施した取組等（水銀含有再生資源管理者の取組）』

「2. 水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法」に示す取組とその他の取組について、事業所で実施した内容を、「保管」、「運搬・処分作業」、「譲渡先」「その他の取組」に分けて、次のように記入します。具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しても結構です。

- 保管：水銀含有再生資源の保管容器が、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとなっていること、水銀含有再生資源である旨を表示していることを示すため、容器の具体的な材質や形状、表示の内容・方法を記入します。水銀含有再生資源を保管する場所に鍵をかける設備を備えていること、周囲に堅固な柵を設けていること、また、水銀含有再生資源を保管している旨を表示していることを示すため、具体的な設備の状況を記入します。
- 運搬：飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境への悪影響の防止の観点からとった措置を具体的に記入します。
- 処分作業：飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境への悪影響の防止の観点からとった措置を具体的に記入します。
- 譲渡先：水銀含有再生資源である旨の情報を譲渡先に提供した方法を記入します。
- その他の取組：上記以外の、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するために実施した取組を記入します。例えば、従業員の教育、緊急時対応計画の作成等。

㊪－2『指針に基づき実施した取組等（委託先に実施を求めた取組）』

水銀含有再生資源管理者が委託先に実施を求めた取組を、「保管」、「運搬」、「処分作業」に分

けて記入します。水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するための取組の実施を求めたことを確認することができる書類（例：契約書に添付した仕様書）等を添付します。

表 3.1 報告対象事業と事業を所管する大臣（平成 31 年度（令和元年度）報告に基づく）

日本標準産業分類の 細分類業種コード	報告書に記入する事業名	報告書に記入する 事業を所管する大 臣
1 6 2 9	その他の無機化学工業製品製造業	経済産業大臣
1 6 5 1	医薬品原薬製造業	厚生労働大臣
1 6 9 7	試薬製造業	経済産業大臣
1 7 9 9	その他の石油製品・石炭製品製造業	経済産業大臣
2 1 5 1	耐火れんが製造業	経済産業大臣
2 1 6 9	その他の炭素・黒鉛製品製造業	経済産業大臣
2 3 1 1	銅第 1 次製錬・精製業	経済産業大臣
2 3 1 2	亜鉛第 1 次製錬・精製業	経済産業大臣
2 3 2 9	その他の非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	経済産業大臣
2 7 3 3	圧力計・流量計・液面計等製造業	経済産業大臣
2 7 3 8	理化学機械器具製造業	経済産業大臣
2 8 2 1	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	経済産業大臣
2 8 2 3	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	経済産業大臣
2 9 9 9	その他の電気機械器具製造業	経済産業大臣
2 9 4 1	電球製造業	経済産業大臣
2 9 5 1	蓄電池製造業	経済産業大臣
2 9 5 2	一次電池（乾電池、湿電池）製造業	経済産業大臣
3 1 1 3	自動車部分品・附属品製造業	経済産業大臣
3 1 4 9	その他の航空機部分品・補助装置製造業	経済産業大臣
5 3 2 9	その他の化学製品卸売業	経済産業大臣
5 3 6 3	非鉄金属スクラップ卸売業	経済産業大臣
7 1 1 2	工学研究所	文部科学大臣
8 1 7 1	専修学校	文部科学大臣
8 3 1 1	一般病院	厚生労働大臣
8 3 3 1	歯科診療所	厚生労働大臣
8 8 2 2	産業廃棄物処分業	環境大臣

◆コラム 地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織が報告者となる例

○地方公営企業 地方公営企業は、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○警察組織 都道府県警察については、都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○学校等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 32 条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○組合 組合は、組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○収用委員会 収用委員会は、委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

◆コラム 主たる事業の考え方

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る2つ以上の事業を行っている場合には、それらの事業のうちから主たる事業一つを決定する必要があります。この場合、法人全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高、販売額等の適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。この方法が適切でない場合には、従業員の数、設備の規模等で判断しても結構です。

地方公共団体において生産高、販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっている水銀含有再生資源の管理に係る事業について、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最適なものを選択して判断してください。

（２） 別紙１の記入要領

別紙１には、日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀含有再生資源の管理に係る2つ以上の事業を行っている場合に、様式の『主たる事業』欄に記入した事業以外の事業について、事業の名称及び当該事業を所管する大臣を記入します。別紙１の記入例を図3.3に示します。

別紙１に様式の『主たる事業』欄と同じ事業名を記入する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、別紙１の記入・添付は不要です。

報告者が報告対象事業所で行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業が4以上ある場合は、欄を追加して記入します。

様式の『主たる事業を所管する大臣』及び別紙１の『当該事業を所管する大臣』の全てに同一の報告書を提出します。

別紙 1		
1	事業の名称	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

図 3.3 別紙１の記入例

（３） 別紙２の記入要領

別紙２には、報告対象事業所の前年度における水銀含有再生資源の管理状況を水銀含有再生資源の種類ごとに記入します。管理していた量、生じた量などの数値は kg 単位で記入します。別紙２の記入例を以下のとおり示します。

- ・ 図 3.4（非鉄金属製錬事業者の非鉄金属製錬スラッジの場合）
- ・ 図 3.5（歯科診療所の歯科用アマルガムの場合）
- ・ 図 3.6（製造事業者の分析用途で使用した水銀の場合）
- ・ 図 3.7（収集事業者の酸化銀電池の場合）

別紙2 水銀含有再生資源の種類（銅製錬排ガス処理スラッジ）

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	2,000 kg			湿重量・乾重量
②生じた量	10,000 kg			②、③の合計 (⑨)
③譲り受けた量	0 kg	kg	kg	
譲渡者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業所の名称及び所在地				10,000 kg
④譲り渡した量	0 kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑩)
譲渡しの目的（譲受者における用途）				
譲受者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業所の名称及び所在地				
⑤処分作業を行った量	9,000 kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用（委託先処分業者が水銀を回収、それ以外は報告者が非鉄金属製錬用の原料として利用）			9,000 kg
⑥廃棄物となった量				0 kg
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量				保管：9,000 kg 運搬：9,000 kg 処分作業：9,000 kg
⑧年度末に管理していた量				3,000 kg
管理の目的	有用金属の回収			
備考欄				

図 3.4 別紙2の記入例（非鉄金属製錬事業者の非鉄金属製錬スラッジの場合）

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	○×回収株式会社 代表取締役社長 水銀芳江	
保管を行った事業所の名称及び所在地	○×回収株式会社○○事業所 北海道○○市○○123-1	
環境上適正な保管のために実施された取組等	蓋付ドラム缶に保管し、保管容器及び保管場所に水銀含有再生資源である旨を表示し、保管場所に施錠(添付写真参照)	
運搬の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社■■■運輸 代表取締役社長 環境一郎	
運搬の経路	■■■金属(株)埼玉事業所→首都高→△△自動車道路→道道○○号線→○×回収(株)○○事業所	
環境上適正な運搬のために実施された取組等	ドラム缶転倒防止のためのパレット利用及びドラム缶同士の連結、騒音・振動防止のための衝撃吸収シートの荷台への整備	
処分作業の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	○×回収株式会社 代表取締役社長 水銀芳江	
処分作業を行った事業所の名称及び所在地	○×回収株式会社○○事業所 北海道○○市○○123-1	
処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用(委託先が水銀を回収、残さは報告者が非鉄金属製錬用の原料として利用)	
環境上適正な処分作業のために実施された取組等	水銀回収工程における水銀吸着塔の設置・運転、排ガス及び施設内の水銀濃度測定	

図 3.4 別紙2の記入例(非鉄金属製錬事業者の非鉄金属製錬スラッジの場合、続き)

別紙2 水銀含有再生資源の種類（ 歯科用アマルガム ）

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	0.075 kg			湿重量・乾重量
②生じた量	0.011 kg			②、③の合計 (⑨) 0.011 kg
③譲り受けた量	0 kg	kg	kg	
譲渡者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業所の名称及び所在地				
④譲り渡した量	0.086 kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑩) 0.086 kg
譲渡しの目的（譲受者における用途）	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用			
譲受者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	■■化学株式会社 代表取締役社長 AB C男			
事業所の名称及び所在地	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇			
⑤処分作業を行った量	0 kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）				
⑥廃棄物となった量	0 kg			
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量	0 kg			
⑧年度末に管理していた量	0 kg			
管理の目的	売却			
備考欄				

図 3.5 別紙2の記入例（歯科診療所の歯科用アマルガムの場合）

この例では、保管・運搬・処分作業を委託しておらず、
空欄となる後段の【委託を受けた者に係る情報】は省略

別紙2 水銀含有再生資源の種類（ 分析用途で使⽤した水銀 ）

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	30 kg			湿重量・乾重量
②生じた量	25 kg			②、③の合計 (⑨)
③譲り受けた量	0 kg	kg	kg	
譲渡者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業所の名称及び所在地				
④譲り渡した量	0 kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑩)
譲渡しの目的（譲受者における用途）				
譲受者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業所の名称及び所在地				
⑤処分作業を行った量	45 kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用（再生された水銀は報告者が分析用途で再利用）			45 kg
⑥廃棄物となった量				0 kg
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量				保管：0 kg 運搬：45 kg 処分作業：45 kg
⑧年度末に管理していた量				10 kg
管理の目的	水銀を再生して分析機器（ポロシメータ）で使用する			
備考欄				

図 3.6 別紙2の記入例（製造事業者の分析用途で使⽤した水銀の場合）

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
保管を行った事業所の名称及び所在地		
環境上適正な保管のために実施された取組等		
運搬の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社■■■運輸 代表取締役社長 環境一郎	
運搬の経路	■■■部品(株)名古屋工場→名神高速→△△自動車道路→府道〇〇号線→▲▲工業(株)〇〇事業所	
環境上適正な運搬のために実施された取組等	ドラム缶転倒防止のためのパレット利用及びドラム缶同士の連結、騒音・振動防止のための衝撃吸収シートの荷台への整備	
処分作業の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	▲▲工業株式会社 代表取締役社長 循環 守	
処分作業を行った事業所の名称及び所在地	▲▲工業株式会社〇〇事業所 大阪府〇〇市〇〇456-1	
処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)	金属及び金属化合物の再生利用又は回收利用(ポロシメータで使用)	
環境上適正な処分作業のために実施された取組等	工程排ガス及び施設内の水銀濃度測定	

図 3.6 別紙2の記入例(製造事業者の分析用途で使用した水銀の場合、続き)

別紙2 水銀含有再生資源の種類（ 酸化銀電池 ）

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	20.2 kg			湿重量・乾重量
②生じた量	0 kg			②、③の合計 (⑨) 61.2 kg
③譲り受けた量	30.3 kg	20.4 kg	10.5 kg	
譲渡者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	〇〇時計店	△△メガネ店	××宝飾	
事業所の名称及び所在地	〇〇県〇〇市 〇〇町〇－〇	〇〇県〇〇市 △△町〇－〇	〇〇県××市 ××町〇－〇	
④譲り渡した量	70.9 kg	kg	kg	④、⑤の合計 (⑩) 70.9 kg
譲渡しの目的（譲受者における用途）	売却（有用金属の回収）			
譲受者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	××金属株式会社 代表取締役 金森周			
事業所の名称及び所在地	東京都千代田区大手町7－8－9			
⑤処分作業を行った量	0 kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）				
⑥廃棄物となった量	0 kg			
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量	保管 81.4 kg 運搬 70.9 kg			
⑧年度末に管理していた量	10.5 kg			
管理の目的	売却（有用金属の回収）			
備考欄	収集した酸化銀電池は××金属株式会社に売却したが、現物は全量を◎◎製錬株式会社△△事業所（××県△△郡）に搬送した			

図 3.7 別紙2の記入例（収集事業者の酸化銀電池の場合）

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社■■倉庫 代表取締役 大蔵省一	
保管を行った事業所の名称及び所在地	〇〇事業所 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇	
環境上適正な保管のために実施された取組等	密閉容器を冷暗所にて保管、万一飛散漏出した際の回収等の応急措置を準備	
運搬の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社■■倉庫 代表取締役 大蔵省一	
運搬の経路	(株)■■倉庫〇〇事業所→東北自動車道→県道〇号線→◎◎製錬(株)△△事業所	
環境上適正な運搬のために実施された取組等	容器の転倒防止措置、万一飛散漏出した際の回収等の応急措置を準備	
処分作業の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
処分作業を行った事業所の名称及び所在地		
処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)		
環境上適正な処分作業のために実施された取組等		

図 3.7 別紙 2 の記入例(収集事業者の酸化銀電池の場合、続き)

タイトル

別紙2は、水銀含有再生資源の種類ごとに作成し、タイトル「水銀含有再生資源の種類」の右の（ ）に、報告対象となる水銀含有再生資源の名称を記入します。具体的には、3ページの「水銀含有再生資源に該当し得るものの具体例」にある「非鉄金属製錬スラッジ」「歯科用アマルガム」「分析用途で使用された水銀」「製品から回収された水銀」「酸化銀電池」それ以外は「その他」と記入します。種類の記載について、判断に迷う場合は、ガイドライン付録2に示す問い合わせ先に問い合わせてください。

①『年度当初に管理していた量』

前年度の4月1日（報告対象年度の初日）当初に管理していた量（前回の報告書別紙2の「⑧年度末に管理していた量」に記載した数値と同じ）を記入します。

①から⑧までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」を○で囲んでください。水分が含まれている場合には湿重量とします。①から⑧までの量は全て同じ条件の重量（「湿重量」又は「乾重量」のどちらか）に統一してください（湿・乾両方がある場合には湿重量としてください）。資源回収等の処分作業を予定していない物の量又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。

※①～⑩でゼロの場合、空欄にせず、0kgと記入します。

②『生じた量』

当該年度内に事業所において発生した、別紙2の報告対象となる水銀含有再生資源の総量を記入します。複数の水銀含有再生資源が発生する事業所においては、水銀含有再生資源の種類ごとに別紙2を作成します。

③『譲り受けた量』

別紙2のタイトル右の（ ）に記入した水銀含有再生資源を、他者から譲り受けた（購入を含む）場合、その重量を記入します。個人から譲り受けた場合は、その個人の住所（都道府県から）及び氏名を直下の欄に記入します。法人から譲り受けた場合は、直下の欄に法人の名称と代表者の氏名を記入し、その下の欄に譲り受けた水銀含有再生資源が管理されていた事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を記入します。

4以上の個人又は法人から譲り受けた場合は、A4の用紙を使って同様の情報を記載したものを添付します。

④『譲り渡した量』

報告対象事業所において水銀含有再生資源を他の個人又は法人に譲り渡した場合は、その重量及び譲渡しの目的（譲受者における用途）を記入します。個人に譲り渡した場合は、その個人の住所（都道府県から）及び氏名を直下の欄に記入します。法人に譲り渡した場合は、直下の欄に法人の名称と代表者の氏名を記入し、その下の欄に譲り渡した水銀含有再生資源を管理している事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を記入します。

所有権の移転先と現物の搬送先が異なる場合は、所有権を移転した量を記入し、譲受者欄には所有権の直接の移転先の法人の名称及び代表者の氏名、事業所欄には所有権の移転先が商社等であれば売買担当者が所属する事業所＝オフィスの名称及び所在地を記入します。現物の搬送先については、以下の場合分けを参考にして記入します。

- 報告者自らが搬送先に運搬した場合：管理報告書別紙2の備考欄に「〇〇社に販売したが、現物は全量を当社から直接××社に運搬した。」などと記入

- ・ 報告者が所有権移転先から運搬先を聞き知った場合：管理報告書別紙2の備考欄に「〇〇社に販売したが、現物は〇〇社が当社から直接××社に運搬した。」などと記入
- ・ 報告者が××社への運搬を運搬事業者に委託した場合：管理報告書別紙2の「運搬の委託を受けた者」の「運搬の経路」欄に終着点として××社を記入

4以上の個人又は法人に譲り渡した場合は、A4の用紙を使って同様の情報を記載したものを添付します。

⑤『処分作業を行った量』

バーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業が行われた水銀含有再生資源の量（報告対象事業所において行ったものと、他者に委託して行ったものとの合計量）を記入します（廃棄物として処理するために搬出されたものを除く）。その直下の欄に処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）を記入します。処分作業の種類は、次のいずれかを記入します。

■「処分作業の種類及び目的」欄に記入する処分作業の種類

- ・ 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- ・ 溶剤の回収利用又は再生
- ・ 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- ・ 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- ・ その他の無機物の再生利用又は回収利用
- ・ 酸又は塩基の再生
- ・ 汚染の除去のために使用した成分の回収
- ・ 触媒からの成分の回収
- ・ 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- ・ 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- ・ 処分作業から得られた残滓（し）の利用
- ・ 処分作業に提供するための廃棄物の交換
- ・ 処分作業のための物の集積

（参考：バーゼル条約附属書IVB）

記入欄が不足する場合は、A4の用紙を使って同様の情報を記載したものを添付します。

⑥『廃棄物となった量』

管理していた水銀含有再生資源が、資源回収等が行われないまま、報告対象年度内に廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記入します。

管理していた水銀含有再生資源が、資源回収等が行われないまま、廃棄物となった量には、以下のものを含めます。

- ・ 当該年度内に廃棄物として処理するために事業所から搬出した量
- ・ 当該年度内に廃棄物として事業所内で処分した量
- ・ 当該年度内に廃棄物となったが、上記二つに該当せず、事業所内で保管している量

※なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、資源回収等が行われないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していないものを保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入してください。

⑦『保管、運搬又は処分作業を委託した量』

水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合、保管、運搬又は処分作業別に委託した量を記入します。

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管、運搬、処分作業別に、委託先が個人の場合は住所（都道府県から）及び氏名を、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名を記入します。また、環境上適正な管理のために実施された取組等の欄には、水銀含有再生資源管理者が委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記入し、その実施状況を確認することができる書類等を添付します。

保管及び処分作業については、水銀含有再生資源が保管又は処分作業が行われた事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を記入します。運搬については、運搬の経路（例：報告者の事業所から委託先まで）を可能な限り具体的に記入します。ただし、遠距離の運搬等で経路の記載が煩雑になる場合は、主な経路に絞って記入しても結構です。処分作業については、別紙２の「⑤処分作業を行った量」と同様に、バーゼル条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）を記入します。

保管、運搬、処分作業の委託先が複数ある場合には、水銀含有再生資源を委託した量の多い方から順に、個人の名前又は法人名の隣に（ ）書きで委託量を記入します。欄が不足する場合は、「別添参照」として、同様の事項を記載したものを添付します。

⑧『年度末に管理していた量』

前年度の３月３１日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた量（様式『前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量』に記載した数値と同じ）を記入します。資源回収等の処分作業を予定していない物の量又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。その値が、次の式から計算される値と異なる場合は「備考欄」に理由を記入します。

$$〔⑧＝①＋⑨－⑩－⑥〕$$

管理の目的の欄については、年度末に管理していた水銀含有再生資源について、目的別の管理量を記入します。他者への譲渡しが予定されている場合は、「他者への譲渡し（具体的な使用目的を記入）」又は「他者への譲渡し（使用目的未定）」と記入します。

3.4.3 エクセル様式の報告書の入力要領

エクセル様式の水銀含有再生資源の管理に関する報告書は、事業者入力シート１、事業者入力シート２、事業者添付資料入力シートから構成されています。それぞれについて、以下に入力要領を示します。

（１） 事業者入力シート１の入力要領

事業者入力シート１の前半の入力例を表３.２に、事業者入力シート１後半の入力例を表３.３に示します。オレンジ色のセルは入力、黄色のセルはプルダウンから選択してください。

表 3.2 事業者入力シート 1 前半の入力例

報告対象年度		2022 年度 A	
提出日（西暦年月日）*報告対象年度の翌年度 6 月末までに報告が必要です		2023 年 6 月 1 日 B	
提出 事業所管省庁の大臣	先	省庁 1	経済産業大臣 C
		省庁 2	
報告者 D	郵便番号	XXX-XXXX	
	住所	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
	名称（個人の場合は“個人”と記載）	■■金属株式会社	
	氏名（法人の場合は代表者名）	環境 花子	
	役職（個人の場合は“個人”と記載）	代表取締役社長	
事業所の名称及び所在地 E	名称	■■金属株式会社 埼玉事業所	
	郵便番号	XXX-XXXX	
	所在地	埼玉県〇〇市△△〇-〇-〇	
担当者氏名及び連絡先 F	部署	環境本部〇〇係	
	氏名	環境次郎	
	電話番号	03-XXXX-XXXX	
	メールアドレス	kankyo.jiro@〇〇〇.〇〇.jp	
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業	事業の名称	銅第 1 次製錬・精製業 G	
	事業所管大臣	経済産業大臣 H	
前年度末に管理していた水銀含有再生資源	水銀含有再生資源の種類	非鉄金属製錬スラッジ I	
指針に基づき実施した取組等	水銀含有再生資源管理者が指針に基づき実施した取組 その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組 J-1	「保管」に関する具体的な措置	〇〇製容器に密閉し、容器ごとに「水銀含有再生資源」を表示した。容器は鍵のかかる専用の保管場所に存置し、保管場所に「水銀含有再生資源」を表示した。
		「運搬・処分作業」に関する具体的な措置	飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境への悪影響の防止の観点から、運搬・処分作業について標準作業手順を策定し、実施した。
		「譲渡先」に関する具体的な措置	譲渡先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達した。

	水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施を求めた取組	「その他の取組」に関する具体的な措置	社員教育の一環として、水銀含有再生資源の環境上適正な管理についての研修を行った。
		「保管の委託」に関する具体的な措置	委託先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達し、保管について以下の措置を求めた：堅固な容器に密閉し、容器ごとに「水銀含有再生資源」を表示し、容器は鍵のかかる堅固な専用の保管庫に収納し、保管庫に「水銀含有再生資源」を表示すること。
		「運搬の委託」に関する具体的な措置	委託先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達し、運搬について以下の措置を求めた：容器転倒防止のためのパレット利用と容器同士の連結、振動防止のための衝撃吸収シートの荷台への整備を実施すること。
		「処分作業の委託」に関する具体的な措置	委託先には、水銀含有再生資源である旨を書面で伝達し、処分作業について以下の措置を求めた：排ガス及び施設内の水銀濃度測定を実施すること。
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業以外の事業	従たる事業 1	事業の名称	その他の非鉄金属第 1 次製錬・精製業
		事業所管大臣	経済産業大臣
	従たる事業 2	事業の名称	
		事業所管大臣	

㊦『報告対象年度』

プルダウンから選択してください。

㊧『提出日』

様式の事業所管大臣への報告年月日（提出日）を入力します。YYYY/MM/DD の形式で入力してください。

㊨『提出先』

報告者（水銀再生資源管理者）が行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業を所管している大臣名（表 3.1 参照）を「省庁 1」のプルダウンから選択します。プルダウンにない場合は手入力してください。

日本標準産業分類の細分類（業種コード 4 桁）ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る 2 以上の事業（㊩に入力する事業）を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、大臣名（㊨に入力する大臣）を「省庁 2」のプルダウンから選択します。また、水銀含有再生資源の管理に係る一つの事業が 2 以上の大臣の共管である場合は「省庁 2」のプルダウンから選択します。

㊦『報告者』

報告者は、要件に該当する水銀含有再生資源の管理を行っている者（個人・法人）です。この欄では、提出日（発送日）時点のものを入力します。

地方公共団体が運営する公営企業、学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した者として扱います。コラム＜[地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織が報告者となる例](#)>を御参照ください。

『郵便番号』：報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号はハイフンを入れて半角文字8桁で入力します。

『住所』：報告者の主たる事務所（本社等）の所在地を入力します。

『名称』：企業、団体等の法人にあつては登記上の名称を、個人の場合は”個人”と入力します。

『氏名』：企業、団体等の法人にあつては代表者の氏名を、個人にあつては、当人の氏名を入力します。

『役職』：企業、団体等の法人にあつては代表者の役職名を、個人にあつては”個人”と入力します。

なお、法人にあつては、報告者は、水銀含有再生資源の管理を担当する部署の長など、法人において水銀含有再生資源の管理に責任を有する者を代理人とし、報告を委任することができます。この場合には、報告者の氏名の後ろに代理人の役職名・氏名を入力します。報告書に委任状を添付する必要はありません。法人内で適切な委任手続を行ってください。

㊧『事業所の名称及び所在地』

『名称』：水銀含有再生資源を実際に管理していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）を入力します。

『郵便番号』：水銀含有再生資源を実際に管理していた（している）事業所の郵便番号はハイフンを入れて半角文字8桁で入力します。

『所在地』：水銀含有再生資源を実際に管理していた（している）事業所の所在地（都道府県名から番地等まで）を入力します。

㊨『担当者氏名及び連絡先』

事業所管省庁は、報告書を受理した後、報告内容等について問い合わせる場合がありますので、報告書を作成した担当者の所属部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを入力してください。

㊩『水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業』

事業所で行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業について、プルダウンから選択します。プルダウンにない場合は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を入力します。「細分類」とは、分類コードが4桁の項目名を指します（表 3.1 参照）。日本標準産業分類については、総務省統計局のウェブサイト「政府統計の総合窓口」の以下のページで確認してください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る2以上の事業を行っている場合には、それら事業のうちから主たる事業一つのみをこの欄に入力し、それ以外の事業については㊫に入力します。主たる事業の考え方については、コラム＜[主たる事業の考え方](#)>を御参照ください。㊫に㊩と同じ事業名を入力する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、㊫の入力は不要です。

⑨『水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する大臣』

上記⑥の主たる事業について、当該事業を所管する大臣をプルダウンから選択します（表 3.1 参照）。上記⑥の主たる事業が2以上の大臣の共管である場合、その共管大臣を入力します。

⑩『前年度の年度末において管理していた水銀含有再生資源の種類』

前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた水銀含有再生資源の種類をプルダウンから選択します。複数種類の水銀含有再生資源の報告がある場合、ファイルを分けて提出ください。種類の記載について、判断に迷う場合は、ガイドライン付録2に示す問い合わせ先に問い合わせてください。

⑪-1『指針に基づき実施した取組等』

「2. 水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法」に示す取組とその他の取組について、事業所で実施した内容を、「保管」、「運搬・処分作業」、「譲渡先」「その他の取組」に分けて、次のように入力します。具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しても結構です。

- 保管：水銀含有再生資源の保管容器が、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとなっていること、水銀含有再生資源である旨を表示していることを示すため、容器の具体的な材質や形状、表示の内容・方法等を入力します。水銀含有再生資源を保管する場所に鍵をかける設備を備えていること、周囲に堅固な柵を設けていること、また、水銀含有再生資源を保管している旨を表示していることを示すため、具体的な設備の状況を入力します。
- 運搬：飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境への悪影響の防止の観点からとった措置を具体的に入力します。
- 処分作業：飛散・流出の防止、悪臭・騒音・振動による生活環境への悪影響の防止の観点からとった措置を具体的に入力します。
- 譲渡先：水銀含有再生資源である旨の情報を譲渡先に提供した方法を入力します。
- その他の取組：上記以外の、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するために実施した取組を入力します。例えば、従業員の教育、緊急時対応計画の作成等。

⑪-2『指針に基づき実施した取組等（委託先に実施を求めた取組）』

水銀含有再生資源管理者が委託先に実施を求めた取組を、「保管」、「運搬」、「処分作業」に分けて入力します。水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するための取組の実施を求めたことを確認することができる書類（例：契約書に添付した仕様書）等を添付します。

⑫『水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業以外の事業』

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀含有再生資源の管理に係る2つ以上の事業を行っている場合があれば、⑥『主たる事業』欄に入力した事業以外の事業について、事業の名称及び当該事業を所管する大臣を入力します。

⑫に⑥欄と同じ事業名を入力する誤りが散見されます。主たる事業以外の事業がない場合は、入力不要です。

様式の⑥『主たる事業を所管する大臣』及び⑫『当該事業を所管する大臣』の全てに同一の報告書を提出します。

管理量、製造量などの数値は kg 単位で入力します。事業者入力シート 1 後半の入力例を表 3.3 に示します。

表 3.3 事業者入力シート 1 後半の入力例
(非鉄金属製錬事業者の非鉄金属製錬スラッジの場合)

水銀含有再生資源の種類(具体的名称)			銅製錬排ガス処理スラッジ
①年度当初に管理していた量(kg) * 報告対象年度初め 4月1日の量			2,000
湿・乾重量			湿重量
②生じた量 (kg)			10,000
⑤処分作業を行った量	処分作業を行った量の内訳 1	処分作業を行った量 (kg)	9,000
		処分作業の種類及び目的 (処分作業によって得られた物の用途)	金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用 (委託先処分業者が水銀を回収、それ以外は報告者が非鉄金属製錬用の原料として利用)
	処分作業を行った量の内訳 2	処分作業を行った量 (kg)	
		処分作業の種類及び目的 (処分作業によって得られた物の用途)	
	処分作業を行った量の内訳 3	処分作業を行った量 (kg)	
		処分作業の種類及び目的 (処分作業によって得られた物の用途)	
廃棄情報	⑥廃棄物となった量 (kg)		0
委託情報	⑦保管を委託した量 (kg)		9,000
	⑦運搬を委託した量 (kg)		9,000
	⑦処分作業を委託した量 (kg)		9,000
年度末情報	⑧年度末に管理していた量 (kg) * 報告対象年度末 3月31日の量		3,000
	管理の目的		有用金属の回収
備考			

水銀含有再生資源の種類(具体的名称)

①と同様の場合は同じ種類をプルダウンから選択し、具体的名称がある場合は入力してください。

①『年度当初に管理していた量』

前年度の4月1日(報告対象年度の初日)当初に管理していた量(前回の報告書の「⑧年度末

に管理していた量」に記載した数値と同じ）を入力します。①～⑨でゼロの場合、0 と入力します。資源回収等の処分作業を予定していない物の量又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。

※①～⑩でゼロの場合、空欄にせず、0 と入力します。

『湿・乾重量』

①から⑧までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」をプルダウンから選択してください。水分が含まれている場合には湿重量とします。①から⑧までの量は全て同じ条件の重量（「湿重量」又は「乾重量」のどちらか）に統一してください（湿・乾両方がある場合には湿重量としてください）。

②『生じた量』

当該年度内に事業所において発生した、別紙2の報告対象となる水銀含有再生資源の総量を入力します。複数種類の水銀含有再生資源が発生する事業所においては、水銀含有再生資源の種類ごとにファイルを分けて提出ください。

⑤『処分作業を行った量』

バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業が行われた水銀含有再生資源の量（報告対象事業所において行ったものと、他者に委託して行ったものとの合計量）を入力します（廃棄物として処理するために搬出されたものを除く）。その直下の欄に処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）を入力します。処分作業の種類は、次のいずれかを入力します。

■「処分作業の種類及び目的」欄に入力する処分作業の種類

- ・燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- ・溶剤の回収利用又は再生
- ・溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- ・金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- ・その他の無機物の再生利用又は回収利用
- ・酸又は塩基の再生
- ・汚染の除去のために使用した成分の回収
- ・触媒からの成分の回収
- ・使用済みの油の精製又はその他の再利用
- ・農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- ・処分作業から得られた残滓（し）の利用
- ・処分作業に提供するための廃棄物の交換
- ・処分作業のための物の集積

（参考：バーゼル条約附属書ⅣB）

⑥『廃棄物となった量』

管理していた水銀含有再生資源が、資源回収等が行われないまま、報告対象年度内に廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となった量を入力します。

管理していた水銀含有再生資源が、資源回収等が行われないまま、廃棄物となった量には、以下のものを含めます。

- ・ 当該年度内に廃棄物として処理するために事業所から搬出した量

- 当該年度内に廃棄物として事業所内で処分した量
- 当該年度内に廃棄物となったが、上記二つに該当せず、事業所内で保管している量

※なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、資源回収等が行われないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していないものを保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と入力してください。

⑦『保管、運搬又は処分作業を委託した量』

水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合、保管、運搬又は処分作業別に委託した量を入力します。

⑧『年度末に管理していた量』

前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた量を入力します。資源回収等の処分作業を予定していない物の量又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量は含めません。その値が、次の式から計算される値（I46セル）と異なる場合は「備考欄」に理由を入力します。

$$〔⑧＝①＋⑨－⑩－⑥〕$$

管理の目的の欄については、年度末に管理していた水銀含有再生資源について、目的別の管理量を入力します。他者への譲渡しが予定されている場合は、「他者への譲渡し（具体的な使用目的を記入）」又は「他者への譲渡し（使用目的未定）」と入力します。

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管、運搬、処分作業別に、委託先が個人の場合は住所（都道府県から）及び氏名を、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名を入力します。また、環境上適正な管理のために実施された取組等の欄には、水銀含有再生資源管理者が委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記入し、その実施状況を確認することができる書類等を添付します。

保管及び処分作業については、水銀含有再生資源が保管又は処分作業が行われた事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を入力します。運搬については、運搬の経路（例：報告者の事業所から委託先まで）を可能な限り具体的に入力します。ただし、遠距離の運搬等で経路の記載が煩雑になる場合は、主な経路に絞って記入しても結構です。処分作業については、別紙2の「⑤処分作業を行った量」と同様に、バーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）を入力します。

保管、運搬、処分作業の委託先が複数ある場合には、水銀含有再生資源を委託した量の多い方から順に入力します。欄が不足する場合は、「別添参照」として、同様の事項を記載したものを添付します。

（２） 事業者入力シート2の入力要領

水銀含有再生資源の譲り受けた事業者又は譲り渡した事業者は、事業者入力シート2も入力してください。水銀の譲受がない場合は、事業者入力シート2の③譲り受けた量（B8）に、水銀の譲渡を行っていない場合は、⑤譲り渡した量（G8）に0を入力してください。

事業者入力シート2の入力例を表3.4に示します。

表 3.4 事業者入力シート2の入力例
(非鉄金属製錬事業者の非鉄金属製錬スラッジの場合)

譲受内訳					譲渡内訳					
③譲り受けた量(kg)	譲渡者の住所(法人の場合、名称)	譲渡者の氏名(法人の場合、代表者の氏名)	事業所の名称	事業所の所在地	⑤譲り渡した量(kg)	譲渡しの目的(譲受者による用途)	譲受者の住所(法人の場合、名称)	譲受者の氏名(法人の場合、代表者氏名)	事業所の名称	事業所の所在地
1000	〇〇製錬所	代表取締役社長 水銀良男	〇〇製錬所 〇〇支店	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇	1000	売却(銅製錬の燃料として売却)	××金属株式会社	代表取締役社長 ××××	××金属株式会社××支店	××県××市××町×-×

譲り受けた内訳

『③譲り受けた量』：水銀含有再生資源を、他者から譲り受けた（購入を含む）場合、その重量を入力します。

『譲渡者の住所』：個人から譲り受けた場合は、その個人の住所（都道府県から）を入力します。法人から譲り受けた場合は、法人の名称を入力します。

『譲渡者の氏名』：個人から譲り受けた場合は氏名を、法人から譲り受けた場合は代表者の氏名を入力し、『事業所の名称』『事業所の所在地』に譲り受けた水銀含有再生資源が管理されていた事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を入力します。

入力する行が不足する場合は、9～17行の間で行の挿入をしてください。

譲り渡した内訳

『④譲り渡した量』：報告対象事業所において水銀含有再生資源を他の個人又は法人に譲り渡した場合は、その重量を入力します。

『譲渡しの目的』：譲渡しの目的（譲受者における用途）を入力します。

『譲受者の住所』『譲受者の氏名』：個人に譲り渡した場合は、その個人の住所（都道府県から）及び氏名を入力します。法人に譲り渡した場合は、法人の名称と代表者の氏名を入力し、『事業所の名称』『事業所の所在地』に譲り渡した水銀含有再生資源を管理している事業所（〇〇支店、〇〇営業所まで）の名称及び所在地（都道府県から）を入力します。

所有権の移転先と現物の搬送先が異なる場合は、所有権を移転した量を記入し、譲受者欄には所有権の直接の移転先の法人の名称及び代表者の氏名、事業所欄には所有権の移転先が商社等であれば売買担当者が所属する事業所＝オフィスの名称及び所在地を記入します。現物の搬送先については、以下の場合分けを参考にして記入します。

- 報告者自らが搬送先に運搬した場合：管理報告書の備考欄に「〇〇社に販売したが、現物は全量を当社から直接××社に運搬した。」などと入力
- 報告者が所有権移転先から運搬先を聞き知った場合：管理報告書の備考欄に「〇〇社に販売したが、現物は〇〇社が当社から直接××社に運搬した。」などと入力
- 報告者が××社への運搬を運搬事業者に委託した場合：管理報告書の「運搬の委託を受けた者」の「運搬の経路」欄に終着点として××社を入力

入力する行が不足する場合は、9～17行の間で行の挿入をしてください。

（３） 事業者添付資料入力シートの入力要領

添付資料等がある場合は、「事業者添付資料入力シート」に貼り付けてください。貼り付け方は自由です。

（４） 法令で規定された様式の入力要領

（１）及び（２）で入力されたデータが自動で反映されていることを確認してください。⑤処分作業を行った量は３つまでが反映されます。４つ以上ある場合はこの法令で規定された様式に反映されませんが、修正の必要はありません。ただし、４つ以上あり、かつ、紙で提出する場合には事業者入力シート２も印刷して提出してください。

3.4.4 ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い

水銀又は特定の水銀化合物を使用する機器や工程が存在する事業所では、機器や工程に投入する水銀等を常時、予備的に保管している場合が少なくありません。こうした水銀等の保管量が30kgを超える場合は、水銀汚染防止法第22条第1項に基づき、「水銀等の貯蔵に関する報告書」を事業所管大臣に提出していただく必要があります。さらに、水銀等を機器や工程から回収し、再生処理をした後に、再び機器や工程に投入するような場合は、「水銀等の貯蔵に関する報告書」だけでなく、水銀汚染防止法第24条第1項に基づき、「水銀含有再生資源の管理に関する報告書」を事業所管大臣に提出していただく必要があります。

こうした二つの報告制度と廃棄物になった場合の除外規定が複雑に絡み合う状況を整理するため、以下のケーススタディを作成しました。「水銀等の貯蔵に関する報告」についての記述が中心になりますが、御参考にしてください。

年度途中で機器又は工程から回収した水銀等であって、水銀等含有量 95 重量パーセント以上のものについては、以下の（１）～（４）のように使用目的・処分を決める（すなわち、社内規定に従って使用目的・処分に応じた管理状態に移行する）までは、貯蔵報告書別紙２のどの欄にも計上しないでください。ただし、水銀等の貯蔵としての管理対応は必要です。

なお、年度当初において機器又は工程に充填されていた水銀等は、貯蔵している状態には該当しません。その量は、貯蔵報告書別紙２のどの欄にも計上しないでください。

（１） 再利用することに決めた量

回収した水銀等のうち再度利用する（販売先で利用される場合を含む。）ことに決めて保管している量については、再度利用するために再生処理（ろ過して不純物を除去する等）（販売先で再生処理される場合を含む。）を要するかどうかで扱いが違ってきます。

１） 再度利用するために再生処理は必要としない量

- 1a) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再生処理を要せずに再度利用する（使い回す）ために保管（貯蔵）している量は、貯蔵報告書別紙２の①～⑥・⑧・⑨のいずれにも計上しません。保管（貯蔵）の目的が回収前と同じ用途か別の用途かは問いません。
- 1b) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再生処理を要せずに年度途中で機器又は工程に充填した量は、上記 1a) と同様、貯蔵報告書別紙２の①～⑥・⑧・⑨のいずれにも計上しません。
- 1c) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再生処理を要せずに再度利用する（使い回す）ために保管（貯蔵）していたが、年度末時点で、まだ同じ目的（使い回す目的）で保管（貯蔵）している量は、貯蔵報告書別紙２の「⑦年度末に貯蔵していた量」に計上する対象となります。この場合、⑦＝①＋⑧－⑨－⑥とならないため、貯蔵報告書別紙２の備考欄に、例えば、「⑦には、報告対象年度の前に機器に充填していた水銀等を報告対象年度中に回収し、再生処理を要せず再度利用する目的で保管している水銀等の量〇kgを加算した」などと記述します。

２） 再度利用するために再生処理が必要な量（通常、水銀含有再生資源に該当）

- 2a) 年度の途中で機器又は工程から回収した水銀等のうち、水銀含有再生資源の水銀含有量の要件に合致し、再生目的かつ有用なものであって、再生処理する前までの量は、水銀含有再生資

源管理報告書別紙 2 の「②生じた量」に計上する対象となります。

- 2b) 上記 2a) の水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の「②生じた量」に計上する対象となったもののうち、年度末時点でまだ再生処理を終えていない量は、水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の「⑧年度末に管理していた量」に計上する対象となります。
- 2c) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を除去する等）した量は、水銀含有再生資源管理報告書別紙 2 の「⑤処分作業を行った量」に計上する対象となります。
- 2d) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を除去する等）した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、再度利用するために保管（貯蔵）している量は、貯蔵報告書別紙 2 の「②製造した量」に計上する対象となります。保管（貯蔵）の目的が回収前と同じ用途か別の用途かは問いません。この場合、貯蔵報告書別紙 2 の備考欄に、例えば、「②には、機器から回収し再生処理した水銀等の量〇 kg を加算した」などと記述します。
- 2e) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を除去する等）し、有価物として特定の目的で保管（貯蔵）していた水銀等であっても、水銀等含有量が 95 重量パーセント未満の場合は、水銀含有再生資源管理報告の対象にはなり得ますが、貯蔵報告の対象にはなりません。
- 2f) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を除去する等）した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、同じ年度内に再度利用した量は、貯蔵報告書別紙 2 の「④使用した量」に計上する対象となります。
- 2g) 水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を除去する等）した水銀等のうち、水銀等含有量 95 重量パーセント以上であって、年度末時点で、まだ同じ目的（再度利用する目的）で保管（貯蔵）している量は、貯蔵報告書別紙 2 の「⑦年度末に貯蔵していた量」に計上する対象となります。

（２） 年度の途中で方針が変更された量

年度途中で機器又は工程から回収した水銀等であって、水銀含有再生資源として保管した後、同じ年度内に事業所内で再生処理（ろ過して不純物を除去する等）し、有価物として特定の目的で保管（貯蔵）していた水銀等のうち、同じ年度内に方針が変わって、廃棄物として処分することになった量については、次項（３）に準じます。

（３） 廃棄物として処分することに決めた量

回収した水銀等のうち廃棄物として処分することに決めた量については、貯蔵報告書別紙 2 の①～⑥・⑧・⑨のいずれにも計上しません。

※なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 〇kg」と記入します。

（４） 使用目的・処分が決まらない量

回収の際には使用目的・処分を決めず、年度末時点でも使用目的・処分が決まらなかった水銀等は、貯蔵している状態にあるとみなします。回収して貯蔵した量は、「⑦年度末に貯蔵していた量」に計上する対象となります。この場合、 $⑦ = ① + ⑧ - ⑨ - ⑥$ とならないため、貯蔵報告書別紙 2 の備考欄に、例えば、「⑦には、充填していた機器（報告対象年度の前に充填していた及

び／又は年度途中に充填した）から報告対象年度中に回収し、保管している水銀等の量〇kgを加算した」などと記述します。

3.4.5 チェックシート

(1) ワード様式記入チェックシート

1) 様式

	記入事項	確認事項	確認
1	年月日→p. 17	窓口に持参する場合は提出日、送付の場合は発送日を改元後の新しい元号を用いて記入しましたか？	
2	宛先→p. 17	表 3.1 を参照して事業所管大臣を記入しましたか？ 「主務大臣 殿」「山田太郎大臣 殿」などと記入していませんか？ 日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る 2 以上の事業を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、大臣名を連名で記入しましたか？ 水銀含有再生資源の管理に係る一つの事業が 2 以上の大臣の共管である場合には、大臣名を連名で記入しましたか？	
3	報告者 住所、氏名 →p. 17	報告日（送付日）時点の報告者の住所・氏名を記入しましたか？ ・報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び所在地 ・法人の場合、登記上の名称及びその代表者の役職名・氏名 法人であって代理人に委任する場合は、報告者の住所・氏名の下に、「代理人」として代理人の役職・氏名を記入しましたか？代理人への委任状の添付は不要です。	
4	事業所の名称及び所在地→p. 17	水銀含有再生資源を管理していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）、郵便番号及び所在地（都道府県名～番地等）を記入しましたか？	
5	担当者氏名及び連絡先→p. 17	報告書を作成した担当者の所属部署、氏名（ふりがな）、電話番号、電子メールアドレスを記入しましたか？	
6	水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業 →p. 18	事業所で行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業について、表 3.1 を参照して日本標準産業分類の細分類（業種コード 4 桁）に従って事業の名称を記入しましたか？ 日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る 2 以上の事業を行っている場合、主たる事業以外の事業を別紙 1 に記入しましたか？（別紙 1 の記入内容のチェックは（2）参照）	
7	水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する大臣 →p. 18	表 3.1 を参照して上記 6 「水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業」を所管する大臣を記入しましたか？ 「主務大臣」「山田太郎大臣」などと記入していませんか？ 事業が 2 以上の大臣の共管である場合、その大臣を全て記入しましたか？	
8	前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量→p. 18	前年度の 3 月 31 日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた水銀含有再生資源の量を種類別に kg 単位で記入しましたか？別紙 2 の「⑧年度末に管理していた量」と同じ値を記入しましたか？	
9	前年度における水銀含有再生資源の管理状況 →p. 18	別紙 2 は作成しましたか？ （別紙 2 の記入内容のチェックは（3）参照）	
10	指針に基づき実施した取組等（水銀含有再生	「2. 水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法」に示す取組とその他の取組について、事業所で実施した内容を、「保管」、「運搬・処分作業」、「譲渡先」、「その他の取組」に分けて記入しましたか？	

	記入事項	確認事項	確認
	資源管理者の取組) →p. 18	具体的な状況が分かるように、補足として写真を貼付しましたか？	
11	指針に基づき実施した取組等 (委託先に実施を求めた取組) →p. 19	水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合、委託先に実施を求めた取組を、「保管」、「運搬」、「処分作業」に分けて記入しましたか？ 環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類（例：契約書に添付した仕様書）等を添付しましたか？	

2) 別紙 1

	記入事項	確認事項	確認
1	事業の名称 →p. 20	日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀含有再生資源の管理に係る 2 以上の事業を行っている場合は、様式に記入した主たる事業以外の全ての事業の名称を記入しましたか？	
2	当該事業を所管する大臣 →p. 20	上記の事業を所管する全ての大臣を記入しましたか？	

3) 別紙 2

	記入事項	確認事項	確認
1	タイトル →p. 28	管理している水銀含有再生資源の種類ごとに別紙 2 を作成しましたか？ タイトル「水銀含有再生資源の種類」の右の () に、報告対象となる水銀含有再生資源の名称を記入しましたか？	
2	①年度当初に管理していた量 →p. 28	前年度の 4 月 1 日（報告対象年度の初日）当初に管理していた量を記入しましたか？ その量は、前回の報告書別紙 2 の⑧に記載の数値と同じですか？ 「湿重量」か「乾重量」のどちらかを○で囲みましたか？ 「湿重量」に○をした場合、別紙 2 に記入する水銀含有再生資源の量は全て湿重量で統一しましたか？ 「乾重量」に○をした場合、全て乾重量で統一しましたか？ 資源回収等の処分作業を予定していない物の量又は廃棄物処理法上の廃棄物として管理していた量を含めていませんか？	
3	②生じた量 →p. 28	当該年度内に事業所において発生した、別紙 2 の報告対象となる水銀含有再生資源の総重量を記入しましたか？ 複数の種類の水銀含有再生資源が発生する事業所においては、上記 1 「タイトル」を参照ください。	
4	③譲り受けた量 →p. 28	他者から水銀含有再生資源を譲り受けた量を、他者別に記入しましたか？ 個人から譲り受けた場合は、個人の住所・氏名を、法人から譲り受けた場合は法人の名称、代表者の氏名、譲り受けた水銀含有再生資源が管理されていた事業所の名称・所在地を記入しましたか？ 4 以上の個人又は法人から譲り受けた場合、A 4 の用紙に同様の情報を記載したものを添付しましたか？	
5	⑨生じた量と譲り受けた量の合計	「②生じた量」と「③譲り受けた量」の合計を記入しましたか？	
6	④譲り渡した量 →p. 28-29	報告書対象事業所から他の個人又は法人に譲り渡した水銀含有再生資源の重量及び譲渡の目的を記入しましたか？ 個人に譲り渡した場合は、個人の住所・氏名を、法人に譲り渡した場合は、法人の名称、代表者の氏名、譲り渡した水銀含有再生資源が管理される事業所の名称・所在地を記入しましたか？	

	記入事項	確認事項	確認
		4以上の個人又は法人に譲り渡した場合は、A 4の用紙に同様の情報を記載したものを添付しましたか？	
7	⑤処分作業を行った量→p. 29	バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業が行われた水銀含有再生資源の量（報告書対象事業所において行ったものと、他者に委託して行ったものとの合计量）を記入しましたか？ 処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）を記入し、処分作業の種類は、バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業のいずれか（例：「金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用」）になっていますか？ 記入欄が不足する場合は、A 4の用紙を使って同様の情報を記載したものを添付しましたか？	
8	⑩譲り渡した量と処分作業を行った量の合計	「④譲り渡した量」と⑤「処分作業を行った量」の合計を記入しましたか？	
9	⑥廃棄物となった量→p. 29	管理していた水銀含有再生資源が、資源回収等が行われないうまま、廃棄物となった量（以下のものを含む。）を記入しましたか？ ・廃棄物として処理するために事業所から搬出した量 ・廃棄物として事業所内で処分した量 ・廃棄物となったが上記二つに該当せず、所内で保管している量	
10	⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量→p. 30	水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合、保管、運搬又は処分作業別に委託した量を記入しましたか？	
	保管を他者に委託した場合→p. 30	【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】の「保管の委託を受けた者」の欄に以下の事項を記入しましたか？ ・委託先が個人の場合は住所・氏名、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名 ・水銀含有再生資源の保管が行われた事業所の名称・所在地 ・委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な保管のために求めた取組の実施状況（その実施状況を確認することができる書類等も添付）	
	運搬を他者に委託した場合→p. 30	【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】の「運搬の委託を受けた者」の欄に以下の事項を記入しましたか？ ・委託先が個人の場合は住所・氏名、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名 ・運搬の経路 ・委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な運搬のために求めた取組の実施状況（その実施状況を確認することができる書類等も添付）	
	処分作業を他者に委託した場合→p. 30	【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】の「処分作業の委託を受けた者」の欄に以下の事項を記入しましたか？ ・委託先が個人の場合は住所・氏名、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名 ・処分作業を行った事業所の名称・所在地 ・処分作業の種類（バーゼル条約附属書ⅣBの処分作業のいずれかに掲げる処分作業のいずれか（例：「金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用」））、処分作業の目的（処分作業により得られた物の用途） ・委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な処分作業のために求めた取組の実施状況（その実施状況を確認することができる書類等も添付）	

	記入事項	確認事項	確認
		付)	
11	⑧年度末に管理していた量 →p. 30	前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた量を記入しましたか？ 様式と同じ値を記入しましたか？ 管理の目的別に水銀含有再生資源の管理量を記入しましたか？	
12	備考欄 →p. 29	やむを得ず保管容器を含む重量を記入する場合は、備考欄に「容器を含めた重量」と記入してください。	
	→p. 30	報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、資源回収等が行われないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していないものを保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入してください。	
13	その他	年度末に管理していた量が、別紙2の項目で次の式から計算される数値と異なる場合、理由を記入しましたか？ ⑧＝①＋⑨－⑩－⑥（年度当初に管理していた量＋生じた量＋譲り受けた量－譲り渡した量－処分作業を行った量－廃棄物となった量） 報告内容等について問い合わせる場合があります。様式及び別紙の写しをとりましたか？	

（２） エクセル様式入力チェックシート

１） 事業者入力シート１

セル	入力事項	確認事項	確認
E2	報告対象年度→p. 32	報告対象年度をプルダウンから選択しましたか？	
E3	提出日 →p. 32	メール送付日を西暦から YYYY/MM/DD で入力しましたか？	
E4 E5	提出先 →p. 32-33	表 3.1 を参照して事業所管大臣をプルダウンから選択しましたか？ 日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が水銀含有再生資源の管理に係る2以上の事業を行っていて、それぞれの事業を所管する大臣が異なる場合には、省庁2の事業所管省庁の大臣をプルダウンから選択しましたか？ 水銀含有再生資源の管理に係る一つの事業が2以上の大臣の共管である場合には、省庁2の事業所管省庁の大臣をプルダウンから選択しましたか？	
E6 ～ E10	報告者住所、氏名 →p. 33	提出日時点の報告者の住所及び氏名を入力しましたか？ ・報告者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び所在地 ・法人の場合、登記上の名称及びその代表者の氏名・役職名 法人であって代理人に委任する場合は、報告者の氏名の後ろに、「代理人」として代理人の役職・氏名を入力しましたか？代理人への委任状の添付は不要です。	
E11 ～ E13	事業所の名称及び所在地→p. 33	水銀含有再生資源を実際に管理していた（している）事業所の名称（支店名、営業所名等）、郵便番号及び所在地（都道府県名～番地等）を入力しましたか？	
E14 ～ E17	担当者氏名及び連絡先 →p. 33	報告書を作成した担当者の所属部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを入力しましたか？	
E18	水銀含有再	事業所で行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業について、表	

セル	入力事項	確認事項	確認
～ E19	生資源の管理に係る主たる事業 →p. 33	3.1 を参照して日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）に従って事業の名称をプルダウンから選択しましたか？ プルダウンにない場合は手入力しましたか？	
		表 3.1 を参照して上記「水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業」を所管する大臣を入力しましたか？ 事業が2以上の大臣の共管である場合、その大臣を全て入力しましたか？	
E20	前年度の年度末において管理していた水銀含有再生資源 →p. 34	前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた水銀含有再生資源の種類をプルダウンから選択しましたか？	
E21 ～ E24	指針に基づき実施した取組等（水銀含有再生資源管理者の取組） →p. 34	「2. 水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法」に示す取組とその他の取組について、事業所で実施した内容を、「保管」、「運搬・処分作業」、「譲渡先」及び「その他の取組」に分けて入力しましたか？ 具体的な状況が分かるように、補足として「事業者添付資料シート」に写真等を貼付しましたか？	
E25 ～ E27	指針に基づき実施した取組等（委託先に実施を求めた取組） →p. 34	水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合、委託先に実施を求めた取組を、「保管」、「運搬」、「処分作業」に分けて記入しましたか？ 環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類（例：契約書に添付した仕様書）等を添付しましたか？	
E28 ～ E31	水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業以外の事業 →p. 34	日本標準産業分類の細分類ベースで、報告者が報告対象事業所で水銀含有再生資源の管理に係る2以上の事業を行っている場合は、E18 に入力した主たる事業以外の事業をプルダウンから選択しましたか？ 上記の事業を所管する大臣をプルダウンから選択しましたか？	
E33	①年度当初に管理していた量 →p. 35	前年度の4月1日（報告対象年度の初日）当初に管理していた量を入力しましたか？ その量は、前回の報告書の⑦に記載の数値と同じですか？	
E34	湿・乾重量 →p. 36	湿重量または乾重量のどちらかをプルダウンから選択しましたか？ 「湿重量」を選択した場合、入力する水銀含有再生資源の量は全て湿重量で統一しましたか？ 「乾重量」を選択した場合、全て乾重量で統一しましたか？	
E35	②生じた量 →p. 36	当該年度内に事業所において発生した、報告対象となる水銀含有再生資源の総重量を記入しましたか？	
E36 ～ E41	⑤処分作業を行った量 →p. 36	バーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業が行われた水銀含有再生資源の量（報告書対象事業所において行ったものと、他者に委託して行ったものとの合計量）を入力しましたか？ 処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）を入力し、処分作業の種類は、バーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業のい	

セル	入力事項	確認事項	確認
		いずれか（例：「金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用」）になっていますか？	
E42	⑥ 廃棄物となった量 →p. 36-37	管理していた水銀含有再生資源が使用されないまま廃棄物となった量（以下のものを含む。）を入力しましたか？ ・ 廃棄物として処理するために事業所から搬出した量 ・ 廃棄物として事業所内で処分した量 ・ 廃棄物になったが上記二つに該当せず、所内で保管している量	
E43 ～ E45	⑦ 保管、運搬又は処分作業を委託した量 →p. 37	水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合、保管、運搬又は処分作業別に委託した量を入力しましたか？	
E49 ～ E58	保管を他者に委託した場合 →p. 37	【委託を受けた者に係る情報】の「保管の委託を受けた者」の欄に以下の事項を入力しましたか？ ・ 委託先が個人の場合は住所・氏名、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名 ・ 水銀含有再生資源の保管が行われた事業所の名称・所在地 ・ 委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な保管のために求めた取組の実施状況（その実施状況を確認することができる書類等も添付）	
E59 ～ E66	運搬を他者に委託した場合 →p. 37	【委託を受けた者に係る情報】の「運搬の委託を受けた者」の欄に以下の事項を入力しましたか？ ・ 委託先が個人の場合は住所・氏名、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名 ・ 運搬の経路 ・ 委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な運搬のために求めた取組の実施状況（その実施状況を確認することができる書類等も添付）	
E67 ～ E78	処分作業を他者に委託した場合 →p. 37	【委託を受けた者に係る情報】の「処分作業の委託を受けた者」の欄に以下の事項を入力しましたか？ ・ 委託先が個人の場合は住所・氏名、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名 ・ 処分作業を行った事業所の名称・所在地 ・ 処分作業の種類（バーゼル条約附属書ⅣBの処分作業のいずれかに掲げる処分作業のいずれか（例：「金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用」））、処分作業の目的（処分作業により得られた物の用途） ・ 委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な処分作業のために求めた取組の実施状況（その実施状況を確認することができる書類等も添付）	
E46	⑦ 年度末に管理していた量 →p. 37	前年度の3月31日（報告対象年度の最終日）の時点で管理していた量を入力しましたか？	
E47	管理の目的 →p. 37	管理の目的別に管理量を入力しましたか？	
E48	備考欄 →p. 36	やむを得ず保管容器を含む重量を記入する場合は、備考欄に「容器を含めた重量」と入力してください。 報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、資源回収等が行われないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない	

セル	入力事項	確認事項	確認
	→p. 37	又は事業所内で処分していないものを保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と入力してください。	
		年度末に管理していた量が、別紙2の項目で次の式から計算される数値と異なる場合、理由を入力しましたか？ ⑧＝①＋⑨－⑩－⑥（年度当初に管理していた量＋生じた量＋譲り受けた量－譲り渡した量－処分作業を行った量－廃棄物となった量）	
F 列		未入力項目はないですか？F 列にマーク（●）がついているセルはないですか？	
	その他	報告内容等について問い合わせる場合があります。データを保存しましたか？	

2) 事業者入力シート2

セル	入力事項	確認事項	確認
B 列 ～ F 列	譲り受けた内訳 →p. 39	他者から水銀含有再生資源を譲り受けた量を、他者別に記入しましたか？ 個人から譲り受けた場合は、個人の住所・氏名を、法人から譲り受けた場合は法人の名称、代表者の氏名、譲り受けた水銀含有再生資源が管理されていた事業所の名称・所在地を記入しましたか？ 入力する行が足りない場合、9～17 行の間で行の挿入を行いましたか？	
G 列 ～ L 列	④ 譲り渡した内訳 →p. 39	報告書対象事業所から他の個人又は法人に譲り渡した水銀含有再生資源の重量及び譲渡の目的を記入しましたか？ 個人に譲り渡した場合は、個人の住所・氏名を、法人に譲り渡した場合は、法人の名称、代表者の氏名、譲り渡した水銀含有再生資源が管理される事業所の名称・所在地を記入しましたか？ 入力する行が足りない場合、9～17 行の間で行の挿入を行いましたか？	

3) 事業者添付資料入力シート

セル	入力事項	確認事項	確認
		添付資料がある場合は、シートに貼付けましたか？	

4) 法令で規定された様式

セル	入力事項	確認事項	確認
		記入漏れはありませんか？ エラーが出ていませんか？	

3.5 報告書提出先

報告に関する書類の提出先である事業所管大臣については、表 3.1 を参照しながら、報告者が行う水銀含有再生資源の管理に係る事業の内容によって判断します。

水銀含有再生資源の管理に係る複数の事業を行っている場合には、全ての事業所管大臣に提出してください。複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、全ての事業所管大臣に提出してください。

事業所管大臣が御不明な場合は、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室又は経済産業省製造産業局化学物質管理課（表 3.5 参照）にお問い合わせください。

表 3.5 水銀含有再生資源の管理に関する報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	メールアドレス	連絡先	備考
内閣府	大臣官房企画調整課	東京都千代田区 永田町 1-6-1		TEL: 03-6257-1391	
警察庁	長官官房企画課	東京都千代田区 霞が関 2-1-2		TEL: 03-3581-0141 内線 2137	
金融庁	各監督担当課	東京都千代田区 霞が関 3-2-1		各監督担当課の連絡 先が御不明な場合は 総合政策局総務課に お問い合わせくださ い。 TEL: 03-3506-6021	
消費者庁	消費者教育・地方協力 課	東京都千代田区 霞が関 3-1-1		TEL: 03-3507-9174	
総務省	大臣官房企画課	東京都千代田区 霞が関 2-1-2		TEL: 03-5253-5158	
法務省	大臣官房秘書課	東京都千代田区 霞が関 1-1-1	hyouka@i.moj.go.jp	TEL: 03-3580-4111 内線 2888	
外務省	国際協力局地球環境課	東京都千代田区 霞が関 2-2-1	mercury.mofa@mofa.go.jp	TEL: 03-3501-3311	
財務省	(通関業) 関税局業務課	東京都千代田区 霞が関 3-1-1		TEL: 03-3581-4111	
	(たばこ又は塩の製 造、売買又は輸出入) 理財局総務課たばこ塩 事業室			TEL: 03-3581-4111	
	(酒の製造、売買又は 輸出入) 国税庁酒税課			TEL: 03-3581-4161	
文部科学省	各法人等所管課	東京都千代田区 霞が関 3-2-2	各法人等所管課の連絡先が 御不明な場合は研究開発局 環境エネルギー課にお問い 合わせください。 Email:kankyoku@mext.go.jp	各法人等所管課の連 絡先が御不明な場合 は研究開発局環境エ ネルギー課にお問い 合わせください。	

省庁名	担当局部課	所在地	メールアドレス	連絡先	備考
				TEL: 03-6734-4143	
厚生労働省	医政局医薬産業振興・医療情報企画課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	kigyou-houkoku@mhlw.go.jp	TEL: 03-3595-2421	
農林水産省	(動物用医薬品、農薬、肥料等製造業)消費・安全局畜水産安全管理課	東京都千代田区霞が関 1-2-1		TEL: 03-3502-8111 内線 4531	
	(上記以外の業種)大臣官房環境バイオマス政策課			TEL: 03-3502-8111 内線 4315	
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	東京都千代田区霞が関 1-3-1	bzl-suigin@meti.go.jp	TEL: 03-3501-0080	水銀等貯蔵報告書、水銀含有再生資源管理報告書の手続きについて (METI/経済産業省)
国土交通省	(倉庫業)総合政策局参事官(物流産業)室	東京都千代田区霞が関 2-1-3		TEL: 03-5253-8298	
	(上記以外の業種)総合政策局環境政策課			TEL: 03-5253-8262	
環境省	(廃棄物処理業)環境再生・資源循環局廃棄物規制課	東京都千代田区霞が関 1-2-2		TEL: 03-5501-3156	
	(上記以外の業種)大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室		suigin@env.go.jp	TEL: 03-5521-8260	水銀による環境の汚染の防止に関する法律について 保健・化学物質対策 環境省 (env.go.jp)
防衛省	大臣官房文書課環境対策室	東京都新宿区市谷本村町 5-1		TEL: 03-5362-4847	

※令和5年3月現在

付録

付録 1 Q & A

付録 2 連絡先・問い合わせ先

付録 3 様式

付録1 Q & A

このQ & Aは、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関するものについて、以下の構成で取りまとめたものです。

- (1) 水銀等の定義等の基本事項
- (2) 水銀含有再生資源の定義等の基本事項
- (3) 水銀等の貯蔵の方法に関する事項
- (4) 水銀含有再生資源の管理の方法に関する事項
- (5) 報告に関する基本事項及び共通事項
- (6) 水銀等の貯蔵に関する報告の方法
- (7) 水銀含有再生資源の管理に関する報告の方法

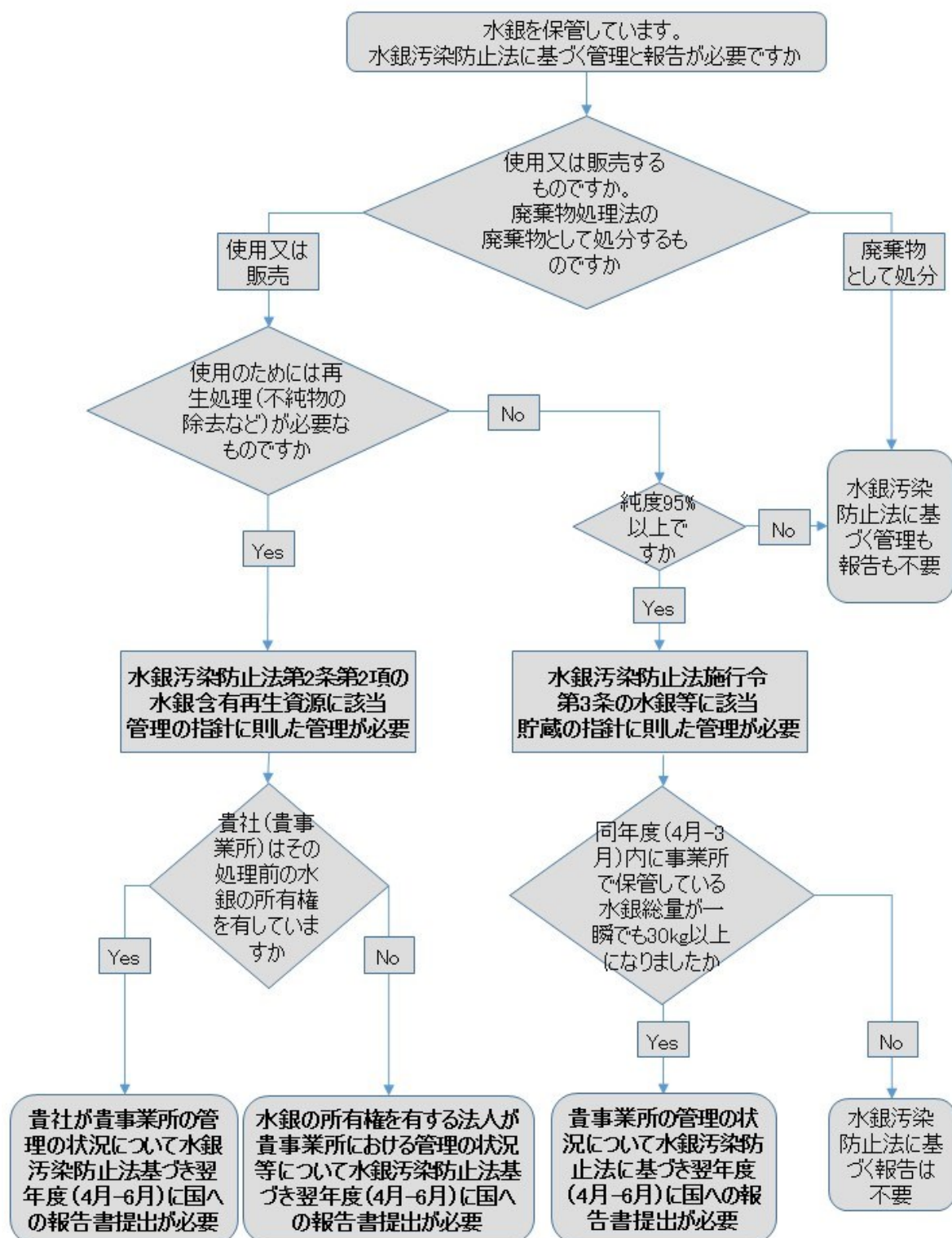
このQ & Aで用いる関係法令の略称は、以下のとおりです。

- 法**：水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）
- 廃棄物処理法**：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 45 年法律第 137 号）
- バーゼル条約**：有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
- 令**：水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号）
- 要件省令**：水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令（平成 27 年経済産業省・環境省令第 10 号）（改正：平成 30 年経済産業省・環境省令第 6 号）
- 貯蔵省令**：水銀等の貯蔵に関する省令（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）
- 管理命令**：水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 3 号）
- 貯蔵指針**：水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）
- 管理指針**：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示 1 号）

(1) 水銀等の定義等の基本事項

Q101 水銀を保管しています。水銀汚染防止法に基づく管理と報告が必要ですか。

A101 水銀について作成した以下の流れ図を御覧ください。



Q102 「水銀等」とは、何を指していますか。

A102 「水銀等」とは、水銀と水銀化合物を指しており、水銀とは、水銀元素（元素記号 Hg であってゼロ価のもの、CAS（ケミカル・アブストラクツ・サービス）番号 7439-97-6）、水銀の

化合物とは、水銀の原子と他の元素の原子からなる物質であって、化学反応のみによって異なる成分に分離することができるものをいいます。

ただし、貯蔵の規制（法第 21 条及び第 22 条）の対象となる「水銀等」は、以下のものに限定されており（令第 3 条）、それぞれ他の物と混合している場合には、当該水銀等の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に限り規制の対象となります。また、水銀含有再生資源又は廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは除きます。

- 水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀・硝酸第二水銀水和物（※ 1）
- 硫化水銀（※ 2）

※ 1 硝酸第二水銀・硝酸第二水銀の水和物については、いずれか一方のみを貯蔵している場合も対象となります。また、他の物と混合している場合は、硝酸第二水銀と硝酸第二水銀水和物の合計の含有量が混合物の全重量の 95% 以上の場合に対象となります。

※ 2 辰砂に含有される硫化水銀については、その含有量に関わらず対象となります。

Q103 「辰砂」とは何を指していますか。

A103 令第 3 条第 6 号の硫化水銀の規定において、「辰砂」は鉱物の名称として用いており、辰砂鉱石を指しています。

Q104 報告対象となる水銀等のうち、硫化水銀については「辰砂に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有する硫化水銀の量が 30kg 以上の場合」と規定されていますが、辰砂中の硫化水銀の含有量を分析する必要がありますか。

A104 法第 21 条第 1 項の規定に基づき、令第 3 条は、貯蔵に係る規制を行うことが特に必要な水銀等 6 物質を定めています。このうち、硫化水銀については、辰砂に含まれるものを含み、辰砂の場合は含有量にかかわらず対象となります。水銀等貯蔵者は、貯蔵指針に基づいて適切に貯蔵を行うことが求められます。

一方、報告を要する水銀等貯蔵量の要件は、当該年度において事業所ごとに貯蔵した最大量が貯蔵省令第 2 条の各号に定める数量以上であることとされています。辰砂については、含有する硫化水銀の量が 30kg 以上の場合が該当します。

したがって、報告の要否の判断に当たり、辰砂中の硫化水銀量が不明の場合は含有量を分析してください。分析が難しい事情がある場合は、事業所管省に相談ください。

Q105 博物館で辰砂の標本を展示していますが、これは「水銀等の貯蔵」に該当しますか。

A105 「水銀等の貯蔵」とは、令第 3 条で限定された水銀等そのものを現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のために取っておくこと又はためておくことを指します。御質問の辰砂は、

現在、展示という用途に供されているため、「水銀等の貯蔵」には該当しません。

Q106 水銀血圧計などの水銀等が封入された水銀使用製品を所持していることは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。また、水銀等が封入された製品が破損した際、中身の水銀を廃棄するために一時的に保管することは「水銀等の貯蔵」に当たりますか。

A106 「水銀等の貯蔵」とは、令第3条で限定された水銀等そのものを現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のために取っておくこと又はためておくことを指します。水銀等が封入された水銀使用製品を所有していることは「水銀等の貯蔵」に該当しません。また、水銀等が封入された水銀使用製品が破損した際、中身の水銀を廃棄のために一時的に保管することも水銀等の貯蔵には該当しませんが、廃棄物処理法に即して適正に処理する必要があります。

Q107 水銀圧入法測定装置（ポロシメータ）による分析のために水銀を所持していますが、これは水銀等の貯蔵に当たりますか。

A107 水銀圧入法測定装置（ポロシメータ）による分析に使用するため、当該装置への補充のために水銀を所持することは、水銀等の貯蔵に該当します。一方で、当該装置に補充された状態のものは水銀等の貯蔵には該当しません。また、ポロシメータによる分析に使用した後の水銀を廃棄のために一時的に保管することも水銀等の貯蔵には該当しません。なお、分析に使用した後の水銀は、廃棄物処理法に即して適正に処理してください。

Q108 水銀使用製品の製造に使用する可能性がある水銀等をとっておく又はためておく場合は、「水銀等の貯蔵」に該当しますか。

A108 現時点で水銀等を水銀使用製品の製造に使用しない場合であっても、将来的に水銀等を使用する可能性があるため保管している場合は、「水銀等の貯蔵」に該当します。貯蔵していた水銀等が不要となった時点で廃棄物に該当すると解されるので、廃棄物になることが決定していない場合には、「水銀等の貯蔵」としての管理対応が必要です。

Q109 廃棄物として排出する予定の水銀等をとっておく又はためておく場合は、「水銀等の貯蔵」に該当しますか。

A109 年度当初から廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合は、廃棄物の一時保管とみなしますので、「水銀等の貯蔵」には該当しません。一方、年度当初は、使用、売却等の目的で保有していたものの、年度途中で廃棄物処理法上の廃棄物になった場合は、「水銀等の貯蔵」に該当する可能性があります。

Q110 保管水銀の中に核燃料物質で汚染されているものがありますが、貯蔵に関する報告の対象に該当しますか。

A110 水銀等の貯蔵とは、水銀等を販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。核燃料物質で汚染されているものについては、放射線廃棄物として廃棄されることが想定されるため、貯蔵には該当しません。

(2) 水銀含有再生資源の定義等の基本事項

Q201 「水銀含有再生資源」への該当性は、どのように判断しますか。

A201 水銀等又はこれらを含有する物のうち、要件省令に定める要件（※）に該当し、水銀の回収等の再生利用（バーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業）が行われるもの（廃棄物処理法上の廃棄物を除く。）であって有用なものが「水銀含有再生資源」に該当します。

該非の判断に当たっては、まず、成分分析を実施し、濃度基準値を超過しているか否かを確認します。判断に迷う場合は、環境省環境保健部水銀対策推進室・経済産業省製造産業局化学物質管理課に相談ください。

※「要件省令に定める要件」は、次に掲げるもののいずれかに該当するものであることです。ただし、②又は③に掲げるものにあつては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成 30 年環境省令第 12 号）別表七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことがないものを除きます。

- ① 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、^ひ砒酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を 0.1 重量%以上含む物
- ② 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを 1 重量%以上含む物
- ③ ①及び②に掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物
- ④ バーゼル条約附属書IVA の D1 から D4 まで又はIVB の R10 に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
 - イ 固形状であつて、平成 3 年環境省告示第 46 号（土壌の汚染に係る環境基準について）別表の環境上の条件（総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。）に適合しない物
 - ロ 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 6 条の 2 に規定する要件（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に該当する物
- ⑤ ④に掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの
 - イ 固形状であつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）別表第三に掲げる基準（アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

- ロ 液状であって、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第一に掲げる基準（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に適合しない物

【参考 1】平成 3 年環境省告示第 46 号（土壌の汚染に係る環境基準について）別表

項目	環境上の条件	測定方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法

【参考 2】水質汚濁防止法施行規則

（有害物質を含むものとしての要件）

第 6 条の 2 法第 8 条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

【参考 3】金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第三

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
	水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 mg 以下

【参考 4】排水基準を定める省令（排水基準令）別表第一

有害物質の種類	許容限度
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。

Q202 水銀含有再生資源の要件を規定した要件省令の「重量パーセント」は、どのように考えればよいですか。例えば、水銀スイッチが組み込まれている工作機械の場合、当該工作機械の重量に対する割合となるのですか、水銀スイッチの重量に対する割合となるのですか。

A202 要件省令の「重量パーセント」は、対象となる物の性状に応じて、個別に判断がなされます。例えば、水銀スイッチ等の水銀使用製品を部品として製造された機器の場合は、「重量パーセント」の判断に当たっての分母は、基本的には、構造的に分解可能な最小の製品単位（水銀スイッチ等）の重量となります。水銀使用製品を部品として製造された製品には多様なものがありますので、具体的な判断方法については、環境省・経済産業省に個別に相談ください。

Q203 使用中の水銀使用製品を使用後にリサイクルしようと考えている場合、その水銀使用製品は「水銀含有再生資源」に該当しますか。

A203 使用中の水銀使用製品は、「水銀含有再生資源」に該当しません。

Q204 これまでは有価物として売却していた水銀含有再生資源であって、今後は売却できなくなる可能性があるものは、「水銀含有再生資源」に該当しますか。

A204 通常は、水銀含有再生資源が不要となった時点で廃棄物に該当すると考えますので、年度末時点で有価物になるかどうかが決定的でない場合（不要であるとは言い切れない場合）は、水銀含有再生資源に該当します。

Q205 建造物の解体等に伴い発生する配電盤等の金属廃製品に水銀使用製品が含まれ、それらをまとめて金属スクラップとして事業者が有価で引き取る場合、当該配電盤等は水銀含有再生資源に該当しますか。

A205 配電盤等の金属廃製品は、引き取りの段階においては一般的に、個別具体の使用・利用、処理の内容が明確に定まっていなと推測されます。一括して金属スクラップとして回収された配電盤等は多数の部品により構成されているところ、まずは分解・選別を行った上で、どのような部品があるか、それら部品がどのような状態のものであるか、それら部品はどのような利用価値があるかといったことを勘案した上で、それら部品の再使用、リサイクル、廃棄等今後の用途、処理内容を決めると考えられます。

水銀含有再生資源は「水銀等又はこれらを含むする物であって、要件省令で定める要件に該当し、金属等の再生利用、回収利用等といったバーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもののうち、有用なもの」と定義されているところ、御質問の配電盤等は、引取り段階では具体的にどのような処分作業が行われるかが定まっておらず、有価物として取り扱われる当該配電盤等に水銀使用製品が含まれるとしても、「処分作業が意図されるもの」とはいい難いことから、水銀含有再生資源の該当性要件を満たしません。

Q206① 弊社では蛍光灯のリースを受けており、使用済みの蛍光灯をまとめてリース元に返却しています。所有権はリース元にあり、返却に際して金銭的な授受は発生しない場合、当該使用済みの蛍光灯は、水銀含有再生資源に該当しますか。

② 蛍光ランプやスイッチ・リレー等の水銀使用製品を内蔵した機械（例えば、電子顕微鏡）を下取りに出すことで新たな機械の購入に際して割引がある場合、当該機械は水銀含有再生資源に該当しますか。

A206① リースを受けている主体からみれば、所有物でない製品を返却するという行為のみであり、再生利用を意図したものでもなく、また、金銭的な授受も発生していないため、当該機械は水銀含有再生資源には該当しません。

② 水銀含有再生資源には、廃棄物処理法上の廃棄物は含まれません。下取りと購入がセットであるケースは商習慣上、廃棄物の処理スキームとして見て不自然ではなく、現状で廃棄物として扱われていることを踏まえ、廃棄物とみなすのが適当です。

Q207 1 トンの水銀を保有し、実験装置のための試料として使用しています。水銀は、当該装置だけでなくその付帯設備を含めて金属製の容器と配管等で閉止された流路内を循環し、管理区域外部との水銀の出入りは一切なく、水銀の精錬や再生も行わない場合、水銀汚染防止法上の「水銀等の貯蔵」、「水銀含有再生資源の管理」に該当しますか。

A207 「水銀等の貯蔵」とは、令第3条に規定する水銀等を現に所持し、販売、製品製造等のためにとっておくこと又はためておくことを指します。御質問の事例について、既に何らかの用途に供されていることが客観的に明らかであり、販売、製品製造等のためにとっておく又はためておくものではないと判断される場合は、「水銀等の貯蔵」には該当しません。

なお、例えば、御質問の事例について部品交換等に当たって水銀の補充が行われる場合に、当該施設において補充のために水銀を一旦保管するといった状況が生じるのであれば、当該保管は「水銀等の貯蔵」に該当する可能性があります。

また、「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む物であって、水銀等の含有量に関する要件に該当し、金属等の再生利用、回収利用等といったバーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもののうち、有用なものを指します。なお、「処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの」に該当し得るのは、消費者等において使用した後に発生する物又は使用されない物であって処分作業の対象となった物、副産物等であり、使用中のものは該当しません。

御質問の事例について、既に何らかの用途に供されていることが客観的に明らかであり、対象の水銀等が金属等の再生利用、回収利用等といったバーゼル条約附属書IVB に掲げる処分作業がされ、及びその処分作業が意図されているものではないと判断される場合は、「水銀含有再生資源の管理」には該当しません。

(3) 水銀等の貯蔵の方法に関する事項

Q301 水銀等の容器又は包装及び水銀等を貯蔵する場所に表示が必要となる「水銀等の名称」とは何を指しますか。

A301 以下の水銀等の種類を名称として表示することを原則としますが、これ以外に貯蔵に携わる者が水銀等であることを認識できる名称を表示することも認められます。なお、水銀等の名称とともに商品名（販売名）を表示することは、差し支えありません。

- 水銀
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀
- 硝酸第二水銀水和物

- 硫化水銀

Q302 容器などへの「表示」は、どのような方法で行えばよいですか。また、容器に入れた上で包装する場合、容器と包装のどちらに表示すればよいですか。

Q302 貯蔵しているものが水銀等であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとしてください。また、表示場所については、通常の貯蔵状態で視認可能となるよう表示（例：容器に入れた上で包装する場合は、包装への表示）することが必要です。

Q303 水銀等の貯蔵場所における表示について、危険物倉庫の表示（危険物倉庫である旨、水銀等の物質名称、取扱責任者名等）で代用することは可能ですか。

A303 水銀等の貯蔵場所の表示については、既に毒物及び劇物取締法等の他法令に基づく表示がされており、貯蔵指針に規定する必要事項（水銀等の名称）の表示がなされている場合は、その表示を法に基づく表示とみなして差し支えありません。

Q304 事業所の敷地内で水銀等を移動させる場合、どのような措置をとればよいですか。

A304 貯蔵指針に基づき、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのない容器又は包装のまま移動させてください。

Q305 他者に貯蔵を委託する際の情報提供は、どのような情報についてどのような方法で行えばよいですか。

A305 委託の相手方（委託先）において環境の汚染を防止するための取組が必要となるため、貯蔵を委託する物が法に基づく貯蔵の規制の対象となる水銀等であることについて、委託の相手方（委託先）が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。情報提供が不十分な場合、相手方で必要な取組が行われない可能性があるため、委託元が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法としては、文書により情報提供を行う（例：契約書に貯蔵指針の遵守や貯蔵に関する報告義務等について記載）ことに加え、貯蔵を委託する物の容器・包装に水銀等である旨を表示することが考えられます。

貯蔵の委託に伴って、相手方（委託先）に国への定期報告の義務が生じる場合には、相手方（委託先）が国（事業所管省）への報告を適切に行えるよう、以下の情報を書面で提供することが望まれます。

- 物質の名称、純度、量
- 貯蔵の目的

Q306 法第 21 条第 2 項に「主務大臣は（中略）水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。」と定められていますが、この勧告を遵守しなかった場合、罰則はありますか。

A306 法第 21 条第 2 項に基づく主務大臣（事業所管大臣）による勧告については、特に罰則は

ありませんが、水銀等の貯蔵に当たっては、貯蔵指針を遵守ください。

Q307 水銀等が飛散・流出してしまった場合はどのように対応すればよいですか。

A307 速やかに容器・包装からの飛散・流出を止める措置や飛散・流出した水銀等の回収等の応急措置をとってください。水銀等が飛散・流出してしまった場合、貯蔵指針の第1「水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれがないものとする。」を勘案し、法第21条第2項に基づく環境の汚染を防止するためにとるべき措置についての必要な勧告がなされる可能性があります。貯蔵指針等に照らして対応に困る場合は事業所管省に相談ください。

なお、別途、他法令に基づき措置をとる必要がある場合があります。

(4) 水銀含有再生資源の管理の方法に関する事項

Q401 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにするための措置として、どのような措置が考えられますか。

A401 水銀含有再生資源が飛散したり流出したりしないよう、水銀含有再生資源の種類・性状や事業所における取扱い実態に応じて必要な措置（例えば、以下の措置）をとってください。

- 施設・設備について、密閉化や床面を不浸透性の材質とする
- 運搬中に容器が落下・転倒等することのないよう車両等に積載する
- 運搬の容器や施設・設備を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修する

Q402 水銀含有再生資源の容器及び保管場所の「表示」は、どのような方法で行えばよいですか。

A402 水銀含有再生資源であることが一見して認識できるよう、文字の色・大きさ等により、目立ちやすいものとしてください。

Q403 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出してしまった場合はどのように対応すればよいですか。

A403 速やかに容器からの飛散・流出を止める措置や飛散・流出した水銀含有再生資源の回収等の応急措置をとることが考えられます。水銀含有再生資源が飛散・流出してしまった場合、管理指針の第1「水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。」を勘案し、法第23条第2項に基づく環境の汚染を防止するためにとるべき措置についての必要な勧告がなされる可能性があります。管理指針等に照らして対応に困る場合は、事業所管省庁に相談ください。

Q404 水銀含有再生資源の保管等を他者に委託（再委託）する場合や譲渡する場合の情報提供は、どのような情報についてどのような方法で行えばよいですか。

A404①保管等を委託する場合

委託者である水銀含有再生資源管理者には、保管等を委託する水銀含有再生資源による環境の汚

染を防止する責任があるため、保管等を委託するものが法上の水銀含有再生資源であること及び保管等に当たり必要な措置を委託の相手方が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。管理に関する報告では、情報提供が行われたことを国が確認できる書類等を添付する必要があります。また、情報提供が不十分な場合、委託の相手方で必要な取組が行われず、委託元である水銀含有再生資源管理者が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法については、文書により情報提供を行う（例：契約書等に管理指針と同等の措置としてその委託を受けた者が行うべき措置の内容について記載）ことに加え、保管等を委託又は譲渡する物の容器に水銀含有再生資源である旨を表示することが考えられます。

また、保管等の委託の相手方が再委託する場合についても、水銀含有再生資源管理者に水銀含有再生資源による環境の汚染を防止する責任があることから、水銀含有再生資源管理者は、委託の相手方（委託先）に対し、再委託する場合には当該委託の相手方（委託先）から再委託先に対しても同様の情報提供が必要であることについて、情報提供することが必要です。

②譲渡する場合

譲渡の相手方において環境の汚染を防止するための取組が必要となるため、譲渡するものが法に基づく管理の規制の対象となる水銀含有再生資源であることを相手方が確実に認識できるよう情報提供することが必要です。情報提供が不十分な場合、相手方で必要な取組が行われない可能性があるため、譲渡者が国から勧告を受ける可能性があります。そのため、具体的な方法については、文書により情報提供を行う（例：契約書等に管理指針の遵守や管理に関する報告義務等について記載）ことに加え、保管等を委託又は譲渡する物の容器に水銀含有再生資源である旨を表示することが考えられます。

Q405 水銀含有再生資源を他社に売却する際に、自社内に仮置きする場合でも、管理指針の第2に示される「水銀含有再生資源の保管に関する事項」を遵守する必要がありますか。

A405 水銀含有再生資源を他社に売却する際に仮置きする場合も、保管期間又は所有権の移転の有無に関わらず、管理指針の第2に示される保管基準に基づき、適切に管理する必要があります。例えば、仮置き時点で所有権が他社に移っている場合でも、「他社の責任下で保管を委託されている」というかたちで、管理指針に基づき管理する場合も想定されます。

管理の詳細については、「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」を参照ください。

Q406 「水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組」としてどのような取組が考えられますか。

A406 管理指針において、受託者は管理指針に基づく措置と同等の措置を講ずることとされているため（管理指針の第1の第3項）、当該措置が該当します。また、管理指針のいずれの項にも規定されていないが水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組を行った場合には、当該取組も記載します。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

Q407 事業所の敷地内で水銀含有再生資源を移動させる場合、どのような措置をとればよいですか。

A407 管理指針に基づき、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないように移動させてください。

Q408 運搬に伴い、積替え作業により水銀含有再生資源を一時的に保管する場合や、処分作業に伴い、処分作業の前に水銀含有再生資源を一時的に保管する場合、管理指針の保管に関する措置をとる必要はありますか。

A408 一連の運搬作業や処分作業の一部とみなせるような場合は、管理指針の保管に関する措置は必要ありませんが、例えば、長期間にわたって積替えのために倉庫等に搬入して保管する場合や積替えを行った後の運搬先が定められていない状態で車両等に積載したままにしておく場合、処分作業の前に長期にわたって倉庫等で保管する場合等は、管理指針の保管に関する措置も必要になります。なお、管理指針の保管に関する措置が必要ない場合であっても、管理指針の共通事項に関する措置やその措置の実施に関する国への定期報告は、必要になります。

(5) 報告に関する基本事項及び共通事項

Q501 水銀等の貯蔵に関する報告や水銀含有再生資源の管理に関する報告における「年度」は、事業年度と考えてよいですか。

A501 「年度」とは、毎年4月1日～翌年3月31日までを意味しています（貯蔵省令第3条及び管理命令第2条）。必ずしも事業年度とは限りません。

Q502 法の施行初年度においても、施行日の属する年度の全ての期間（4月1日から翌年3月31日まで）が報告対象期間となるのですか。

A502 法の施行初年度においては、法の施行日（水銀に関する水俣条約の発効日）である平成29年8月16日から当該施行日の属する年度の年度末（平成30年3月31日）までが報告対象期間となります。施行初年度分の報告では、「年度当初に水銀等を貯蔵していた量」「年度当初に水銀含有再生資源を管理していた量」は、平成29年8月16日時点の量をそれぞれ報告書に記載します。

Q503 報告者の氏名は、どのように判断すればよいですか。

A503 報告者は、登記簿の記載に即して代表者を記入ください。担当者は、事業所管省庁からの問い合わせに対応できるよう、報告内容が分かる方を記入ください。

Q504 報告書の提出後に、報告者である代表者が変更になりました。変更手続は必要ですか？

A504 報告者である代表者の情報は、報告年月日における代表者を記入ください。報告後に代表者が代わった場合、報告期間内（4月～6月）であっても、代表者の変更手続は必要ありません。

Q505 事業所の主たる事業として蛍光灯を製造しています。ガイドラインによれば、報告書の「主たる事業」には、日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）に従って記入することになっていますが、4桁ベースでは2941の「電球製造業」しか見当たりません。2桁ベースで

29の「電気機械器具製造業」なら違和感がないので、これを記入すればよいですか。

A505 2桁ベースではなく4桁の再分類を記入してください。

日本標準産業分類の細分類（業種コード4桁）では、「項目の説明」や「事例」によって適合範囲を示しています。ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10> でキーワードを入れて検索し、表示された検索結果の右端にある **info** ボタンをクリックすると、見ることができます。

例えば、キーワード「蛍光」を入れて検索すると、2941の「電球製造業」が表示され、右端にある **info** ボタンをクリックすると以下を見ることができます。

分類コード	2941
項目名	電球製造業
項目の説明	主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。主な製品は、白熱電球及び蛍光灯、写真フラッシュ用電球及びその他の電氣的光源などである。主として電気照明器具を製造する事業所は細分類2942に、電球用ガラスを製造する事業所は中分類21〔2113〕に分類される。
事例	映写機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；蛍光灯製造業；白熱電球製造業；自動車用電球製造業；フラッシュランプ製造業；赤外線ランプ製造業；殺菌灯製造業；水銀放電灯製造業
不適合事例	電気照明器具製造業〔2942〕；電球バルブ製造業〔2113〕

この内容から、蛍光ランプの製造も「電球製造業」が適合すると分かります。

同様に、例えば、血圧計を製造しているのであれば、キーワード「血圧計」を入れて検索すると、2733の「圧力計・流量計・液面計等製造業」が表示され、右端にある **info** ボタンをクリックすると以下を見ることができます。

分類コード	2733
項目名	圧力計・流量計・液面計等製造業
項目の説明	主として圧力計，流量計，液面計，金属温度計などを製造する事業所をいう。
事例	アネロイド形指示圧力計製造業；航空用指示圧力計製造業（高度計，燃圧計など）；血圧計製造業；差圧流量計製造業；面積式流量計製造業；容積式流量計製造業；液面計製造業；膨張式温度計製造業；バイメタル式温度計製造業；電子血圧計製造業；金属温度計製造業
不適合事例	工業計器製造業〔2972〕

この内容から、血圧計の製造は「圧力計・流量計・液面計等製造業」が適合すると分かります。

Q506 一つの事業所が二つの事業を行っている場合、宛先を2人の事業所管大臣の連名として、同じ内容の報告書をそれぞれ提出すればよいですか。

A506 二つの事業が両方とも水銀等の貯蔵（水銀含有再生資源の管理）に関係するものであり、かつ、それぞれの事業の所管大臣が異なるのであれば、御認識のとおりです。

Q507 製鉄事業において水銀等の貯蔵に関する報告が必要な場合、報告書の提出先は経済産業大臣のみで、環境大臣宛ては不要ですか。また、経済産業省の地方部局でなく、本省に直接提出すればよいですか。

A507 御認識のとおりです。事業所管大臣として経済産業大臣宛ての報告書を作成し、本省に直接提出ください。

Q508 独立行政法人にも報告義務がかかりますか。

A508 独立行政法人にも報告義務がかかります。必要に応じて、法人所管省庁に確認ください。

Q509 地方公共団体又はその関連団体にも報告義務がかかりますか。

A509 地方公共団体又はその関連団体にも報告義務がかかります。関連団体については、以下を御覧ください。

○地方公営企業 地方公営企業は、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○警察組織 都道府県警察については、都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○学校等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 32 条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○組合 組合は、組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

○収用委員会 収用委員会は、委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別組織として事業所管大臣に報告します。

Q510 報告の記載を横線で訂正して押印した場合、受理していただけますか。

A510 一般的には受理可能です。提出先の事業所管省庁に確認ください。電子形式の場合は、記載を訂正し、かつ、備考欄に修正内容を記載したものを再度提出ください。

Q511 「事業所」の範囲は、どのように判断すればよいですか。

A511 水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理に係る事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを指します。（ただし、同一の又は隣接する敷地内にない場合も、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理が一体として行われている場合は、一事業所と取り扱って差し支えありません。）例えば、大学については、通常、一キャンパスを事業所の単位とすることとなります。

Q512 事業所ごとに作成する報告書について、提出も事業所ごとに行う必要がありますか。

A512 報告書は、事業所ごとに作成する必要がありますが、提出については、例えば、本社の管理部門において取りまとめて一括して事業所管省庁に提出することでも差し支えありません。

Q513 報告対象年度の途中で事業所を移転又は事業所名を変更した場合、事業所の名称及び所在地は、報告書にどのように記入しますか。

A513 移転前と移転後の2事業所として扱って、2事業所それぞれについて報告ください。移転前の事業所にて貯蔵していた水銀等（又は管理していた水銀含有再生資源）を移転後の事業所に引き渡した（譲り渡した）場合には、2事業所の報告書で突合できるように作成ください。

Q514 報告対象年度の途中で貯蔵者（管理者）を含む複数の会社が合併した場合、どの主体がいかなる報告を行うことになりますか。例えば、平成30年10月1日付けで、事業者AとBが合併して事業者Cとなり、事業者Aの事業所a1の名称が事業所c1に、事業者Bの事業所b1の名称が事業所c2に改められた場合、具体的な報告はどうなりますか。

A514 事業所a1とc1、事業所b1とc2は、いずれも別の事業所として扱います。ただし、報告書の提出期間において事業者A及び事業者Bは合併により消滅していることから、報告主体は事業者Cのみとなります。提出すべき報告書は以下の2通となります。

（1）平成30年10月1日～平成31年3月31日の事業所c1における貯蔵量（管理量）等を記入した報告書：年度当初に貯蔵（管理）していた量を0とし、事業所a1から継承した水銀等（水銀含有再生資源）を「引渡しを受けた量」（譲り受けた量）として計上ください。

（2）平成30年10月1日～平成31年3月31日の事業所c2における貯蔵量（管理量）等を記入した報告書：年度当初に貯蔵（管理）していた量を0とし、事業所b1から継承した水銀等（水銀含有再生資源）を「引渡しを受けた量」（譲り受けた量）として計上ください。

Q515① 年度途中で会社が倒産した場合、次年度に報告しなければならないのですか。

② 年度途中で工場（事業所）を閉鎖した場合、次年度に当該工場（事業所）に関して報告しなければならないのですか。

A515① 貯蔵者（管理者）であった事業者（A社）の権利義務が他の会社（B社）に承継されている場合は、後者（B社）が前者（A社）の分の報告を行う必要があります。一方、事業者の廃業や法人の解散等により、貯蔵者（管理者）であった事業者（A社）の権利義務を承継する主体がない場合は、以下のとおり対応ください。

（1）事業者の廃業や法人の解散に際して、貯蔵していた水銀等（管理していた水銀含有再生資源）を全て別の事業者に移した（譲り渡した）場合又は廃棄した場合には、翌年度（例：平成30年度に廃業・解散した場合は、平成31年度）の報告は、必要ありません。

（2）事業者の廃業や法人の解散に際して、貯蔵していた水銀等（管理していた水銀含有再生資源）を関係者個人において貯蔵（管理）している場合は、当該個人が引渡しを受けた（譲り受けた）量として翌年度（同上例）に以下の要領で報告書を作成ください。

【報告書様式】

- 環境大臣及び経済産業大臣宛てで1通ずつ作成
- 報告者は報告書作成時点の個人名及び住所を記入
- 事業所の名称及び所在地は「無」と記入
- 担当者氏名及び連絡先のうち、部署名は「無」とし、氏名と連絡先は報告者個人の情報を記入
- 水銀等の貯蔵（水銀含有再生資源の管理）に係る主たる事業、及び所管する大臣は「無」と記入

【別紙1】

全て「無」と記入

【別紙2】

引渡しを受けた量（譲り受けた量）には、廃業した事業者や解散した法人から引き継いだ水銀等（水銀含有再生資源）の量を記入するとともに、譲渡者の住所及び氏名として当該事業者や法人の名称及び代表者の氏名を記入ください。事業所の名称及び所在地については、水銀等（水銀含有再生資源）を引き継いだ元の事業所の名称及び所在地を記入ください。

② 廃止された事業所（廃止事業所）を有していた事業者が存続している場合は、当該廃止事業所に関して報告ください（廃止とともに事業者が変更になった場合はA515①を参照）。

Q516① A社（水銀回収事業者）→商社→B社のルートで水銀を販売場合で、水銀そのものはA社→B社に直接受け渡し、水銀の所有権はB社にある場合、A社が国に提出する貯蔵報告書別紙2の「⑤引渡しを受けた者」にはB社を記入すべきですか。

② 引渡しを受けた者が学校や県庁の場合、代表者には誰を記入すればよいですか。

A516① まず、販売される水銀が使用の前に再生処理が不要なものである場合と再生処理が必要なものである場合（水銀含有再生資源に該当する場合）とを明確に区分してください。

使用の前に再生処理が不要な水銀である場合には、A社が国に提出する貯蔵報告書別紙2「⑤引渡しを受けた者」にはB社を記入ください。備考欄に「商社を介して販売しているが、水銀は直接B社に引き渡した」などと追記してください。

使用の前に再生処理が必要な水銀である場合（水銀含有再生資源に該当する場合）には、A社もB社も（さらに、所有権が一旦は介在する商社に移転されている場合には当該商社も）国に管理報告を提出する必要があります。

A社が国に提出する管理報告書別紙2「④譲り渡した量」には、所有権を移転した量、譲受者欄には所有権の直接の移転先の法人の名称及び代表者の氏名、事業所欄には所有権の移転先が商社であれば売買担当者が所属する事業所＝オフィスの名称及び所在地を記入ください。さらに、A社からB社への水銀の運搬については、以下の場合分けに従って記入ください。

- A社が自らB社に運搬した場合：管理報告書別紙2の備考欄に「商社に販売したが、水銀は当社から直接B社に運搬した。」などと記入

- A社が商社から運搬先を聞き知った場合：管理報告書別紙2の備考欄に「商社に販売したが、水銀は商社が当社から直接B社に運搬した」などと記入
- A社がB社への運搬を運搬業者に委託した場合：管理報告書別紙2の「運搬の委託を受けた者」の「運搬の経路」欄に終着点としてB社を記入ください

② 引渡しを受けた者の代表者には、責任者を記入ください。学校であれば校長、学園長、県庁であれば知事になります。

Q517 顧客（A社）から純度 95%超の水銀の精錬を受託し、関連会社（精錬会社C社）に精錬を委託した者（商社B社）は、精錬の前後ともに水銀の所有権がA社にある場合、水銀等の貯蔵に関する報告や水銀含有再生資源の管理に関する報告をどのように行うべきですか。

A517 当該精錬前の水銀は、金属回収等の処分作業が意図されている有用なものであるため、水銀含有再生資源に該当します。水銀含有再生資源の管理に関する報告は、所有権を有する管理者（本件ではA社）が行う必要があるところ、A社は水銀含有再生資源の管理に関する報告を提出する必要がありますが、B社は所有権も現物も保持しないため報告を提出する必要はありません。

【A社による水銀含有再生資源の管理に関する報告における留意点】

- 当該物がA社の事業により生じたものであれば「②生じた量」に当該量を記入
- 当該物が他社から譲り受けたものであれば「③譲り受けた量」に当該量を記入
- A社がB社に処分を委託した量を「⑤処分作業を行った量」に記入
- 「処分作業の委託を受けた者」にB社に関する情報を記入

C社が製錬前の水銀を所持していることについては、当該物が水銀含有再生資源に該当するため、法第21条第1項の貯蔵に関する規定は適用されず（同項の規定で対象から除外）、水銀等の貯蔵に関する報告の提出は不要です。

一方で、C社が精錬後の水銀（当然に純度 95%以上）を所持していることについては、水銀の貯蔵に該当するため、貯蔵の最大量が 30kg 以上となった場合に水銀等の貯蔵に関する報告を提出していただく必要があります。

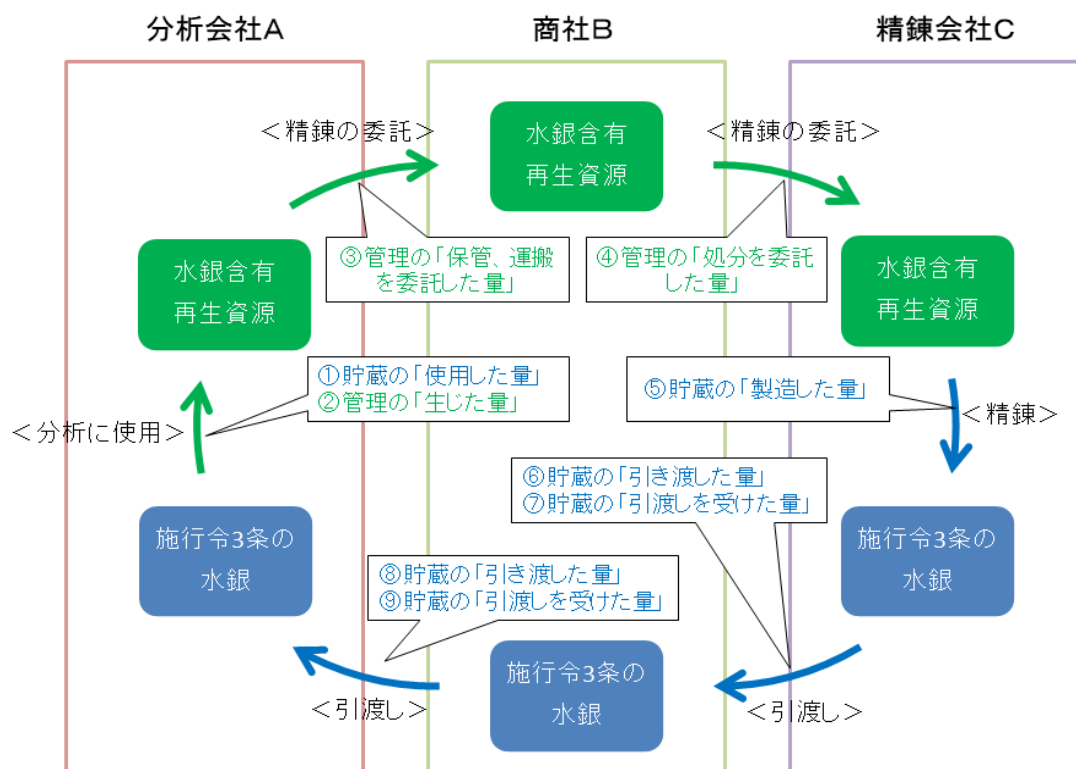
【C社による水銀等の貯蔵に関する報告における留意点】

- 精錬後の水銀の量を「②製造した量」に記入
- 精錬後の水銀でA社に戻した量（全部／一部）を「⑤引き渡した量」に記入

また、精錬後の水銀は、A社に戻されてA社が所持することになりますが、これについても水銀の貯蔵に該当するため、貯蔵の最大量が 30kg 以上となった場合に水銀等の貯蔵に関する報告を提出ください。

【A社による水銀等の貯蔵に関する報告における留意点】

- C社から戻ってきた量を「③引渡しを受けた量」に記入
- それらを使用又は他社に引き渡した場合、「④使用した量」や「⑤引き渡した量」に記入



Q518 現在、未使用の水銀及び合金を保管庫に収納していますが、今後業者に廃棄を依頼する予定です。この場合、報告書にどのように記入すべきですか。

A518 「水銀」は全重量の 95%以上の金属水銀であり、「合金」は、当該金属水銀を合金化して使用済みのものという想定で、以下の回答をします（なお、歯科用水銀をカプセルに封入した製品は、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源のいずれにも該当しません）。

水銀等の貯蔵とは、水銀等を現に所持し、販売や製品、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくことをいいます。貯蔵の対象となる水銀等からは、水銀含有再生資源及び廃棄物処理上の廃棄物に該当するものを除きます。

また、御質問の合金に水銀が 0.1 重量パーセント以上含まれており、再生等の処分作業がされ、又はその処分作業が意図されている場合は、水銀含有再生資源に該当する可能性があります、廃棄物処理法上の廃棄物は水銀含有再生資源から除きます。

したがって、御質問の金属水銀が年度当初から廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものである場合には、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源のいずれにも該当せず、法第 22 条及び第 24 条に基づく報告書の提出は不要です。他方、年度の途中で廃棄物処理法上の廃棄物となった場合には、報告対象となる可能性があります。

水銀等の貯蔵については、当該年度において事業所で貯蔵した最大量が 30kg 以上のものが報告対象となります。水銀含有再生資源の管理に関する報告には、量の裾切り要件はありません。

(6) 水銀等の貯蔵に関する報告の方法

Q601 年度内に貯蔵した水銀等の量について、報告が必要となる「30kg 以上」の該否はどのように判断すべきですか。

A601 報告が必要となるのは、ある時点で、一事業所で現に貯蔵している水銀等の量が種類ごとに 30kg に達した場合です。複数の水銀等を貯蔵している場合、これらの量が合計して 30kg に達していても、貯蔵している水銀等のそれぞれについて 30kg に達していなければ、報告は必要ありません。

Q602 「その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組」とは何を指していますか。

A602 貯蔵指針のいずれの項にも基づいていないが水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組を指しています。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

Q603 大学等の研究機関において、例えば反応の過程で水銀から硫化水銀に変化するような実験を行った場合、どのように報告書に記入すべきですか。上記の例では「水銀」の別紙2「使用した量」及び「硫化水銀」の別紙2「製造した量」に記入し、製造（変化）した物質については純度が 95%以下であれば報告は不要と考えてよいですか。また、mg 単位で記入してもいいですか。

A603 貯蔵していた水銀等を実験に使用した場合は、使用した水銀等の量を「④使用した量」として報告ください。その過程で発生した硫化水銀の含有量が全重量の 95%以上であり、同事業所において貯蔵している硫化水銀と合わせて 30kg 以上の場合には、硫化水銀として報告ください。その際、実験過程で発生した硫化水銀は「②製造した量」に計上します。記入の単位は原則 kg ですが、小数点以下の桁数の指定はありません。

Q604① 貯蔵していた水銀を試験研究用に試験容器内に充填・保持した場合、その水銀量は「使用した量」に該当し、充填した時点で貯蔵量に含まれないとの解釈でよいですか。

②試験容器内に充填・保持していた水銀を試験終了後に回収し、廃棄（特定産廃処分）のために一時保管しているものは貯蔵量に含まれないとの解釈でよいですか。また、一時保管とは最大どの程度の期間が想定されますか。

A604① 報告対象年度の当初から「試験研究用に試験容器内に充填・保持した」状態にある水銀は、貯蔵に関する報告の対象外です。年度の途中でそのような状態になった量は、そのような状態になる前は貯蔵量に計上し、そのような状態になったら「使用した量」に計上します。

② 御質問後段の「試験終了後に回収し、廃棄（特定産廃処分）のために一時保管しているもの」は貯蔵に関する報告の対象外ですが、この場合、貯蔵報告書別紙2の備考欄に、例えば、「廃棄物の排出者による保管 ○kg」などと記述ください。一時保管期間については、具体的な上限は設けていませんが、特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、環境上適正に保管ください。

なお、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告については、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q605 法施行以前にポロシメータに使用した水銀等で、報告対象年度内において「使用した量」には含まれないものについては、貯蔵量に含まれないとの解釈でよいですか。

A605 「法施行以前にポロシメータに使用した水銀等で、報告対象年度内において「使用した量」には含まれないもの」については、その水銀等が廃棄待ちの状況ならば報告不要ですが、この場合、貯蔵報告書別紙2の備考欄に、例えば、「廃棄物の排出者による保管 ○kg」などと記述ください。他方、その水銀等が水銀含有再生資源に該当する場合は、水銀含有再生資源の管理に関する報告が必要です。

なお、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告における扱いについては、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q606 機器に充填されていた 30kg の水銀を廃棄する場合、「⑥廃棄物となった量」に記入する必要がありますか。機種期末での物質収支の計算が合わなくても問題ありませんか。

A606 報告対象年度の途中で機器から取り出して廃棄した量は、貯蔵報告書別紙2のどの欄にも計上しないでください。

なお、法定の報告事項ではありませんが、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入ください。

また、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告における扱いについては、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q607 年度の途中で試験研究用に試験容器内に充填・保持した状態の水銀等について、再利用するために回収し、一時保管後に産廃処分を行った場合、どのように報告すべきですか。

A607 年度途中で機器に充填し又は工程に投入した量は、貯蔵報告書別紙2の「④使用した量」に計上し、年度途中で機器又は工程から取り出して「一時保管後に産廃処分を行った」量は、貯蔵報告書別紙2のどの欄にも計上しないでください。

なお、一度使用した水銀等を再利用した場合の報告における扱いについては、「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」又は「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「ケーススタディ：機器又は工程から回収した水銀等の扱い」を参照ください。

Q608 「水銀等の貯蔵に関するガイドライン」の「別紙2の記入要領」⑥『廃棄物となった量』のうち、※部分に示されている内容（報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等）については、その量も合算値に含めるべきですか。

A608 報告対象年度内に貯蔵していた水銀等が使用されないまま廃棄物になったものに限定して、

事業所外に搬出したものや事業所内で処分したものだけでなく、事業所内で保管しているものも合計して『⑥廃棄物となった量』に計上ください。

その上で、報告対象年度内に廃棄物となったかどうかを問わず、また、使用されないまま廃棄物となったかどうかを問わず、廃棄物として処分することを予定していて、当該年度末時点で事業所外に搬出していない又は事業所内で処分していない水銀等を保管している場合は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 ○kg」と記入ください。

Q609 水銀等の運搬のみを行う場合、貯蔵指針に基づく措置をとる必要はありますか。また、一度に 30kg 以上運搬する場合、貯蔵に関する報告は必要ですか。

A609 倉庫等を保有せず運搬用車両だけを保有して純粋に運搬だけに携わる事業者の場合は、指針に基づく措置も国への定期報告も必要ありません。

(7) 水銀含有再生資源の管理に関する報告の方法

Q701 水銀含有再生資源を顧客から回収し、精製を行う事業者に引き渡す仲介事業者は水銀含有再生資源の管理に関する報告を提出する必要がありますか。

A701 水銀含有再生資源の管理に関する報告書は、水銀含有再生資源の所有者が提出します。水銀含有再生資源の所有権が顧客から移らない場合は、顧客から国に報告書を提出していただき、仲介事業者からの提出は不要です。ただし、顧客の報告書別紙2において、水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業を委託した場合における委託を受けた者に関する情報を記入することになっているため、ここで仲介事業者の情報が報告されるように調整ください。

Q702 水銀含有再生資源である非鉄金属製錬スラッジについて、水銀の回収作業を精錬会社に委託し、水銀回収後のスラッジを再度引き取る場合、どのように報告すればよいですか。

A702 委託元は、水銀含有再生資源の管理に関する報告において、発生した当該スラッジの量を「②生じた量」に記入し、精錬を委託した量を「⑤処分作業を行った量」に記入ください。

Q703 ユーザーから水銀アマルガムを回収し工場に集める事業において、ユーザーから譲り渡される時点の重量と工場に持ち込まれた時点の重量が異なる場合、どのように報告すればよいですか。

A703 ユーザーから工場までの「④譲り渡した量」「③譲り受けた量」は、ユーザーから譲り受ける際に計測した重量を一貫して記入ください。また、工場が報告する「⑧年度末に管理していた量」は、実態ベースの重量を記入ください。その場合、最終的に工場が報告する「③譲り受けた量」と「⑧年度末に管理していた量」のみで差が生じるため、その説明を備考欄に「譲り受けた量と年度末に管理していた量の計測条件が異なるため、⑧＝①＋⑨－⑩－⑥とはならない。」などと記述ください。

Q704 保管等を他者に委託する場合、相手方（委託先）に関する情報を報告書に記載する必要がありますか。

A704 保管等を委託する者が水銀含有再生資源管理者として、相手方（委託先）に関する情報を国への定期報告の報告書に記載することが必要です。相手方（委託先）による環境上適正な保管等のための取組について具体的に記載し、かつ、その実施状況を確認できる書類等の添付が必要となりますので、相手方（委託先）から報告を受けてください。

Q705 保管、運搬又は処分作業を委託した場合に、相手方（委託先）がその一部（又は全部）を他者に再委託した場合、その再委託を受けた者に関する情報を報告書に記載する必要がありますか。また、全部を再委託した場合には、相手方（委託先）に関する情報は必要ですか。

A705 直接の相手方（委託先）が委託を受けた保管等の一部又は全部を他者に再委託する場合、その再委託を受ける者に関する情報は、国への定期報告の報告書に記載する必要はありません。

全部を再委託する場合、直接の相手方（委託先）は保管等を行いませんので、保管・処分作業を行った事業所の名称・所在地、運搬の経路については報告書に記載できませんが、相手方（委託先）の氏名等や相手方（委託先）による再委託に当たっての情報提供等の取組等は記載する必要があります。

Q706 水銀再生資源を他者に譲り渡した場合、どのように報告すればよいですか。また、水銀再生資源の所有者として処理を業者に委託した場合は、どのように報告すればよいですか。

A706 水銀含有再生資源を個人又は法人に譲り渡して、所有権が譲渡された場合、譲渡しをした法人は、報告書別紙2の④にその重量及び譲渡しの目的（譲受者における用途）を記入ください。

次に、譲受者が、水銀含有再生資源管理者として管理指針に基づき適切に管理し、及び国への定期報告を行えるよう、当該物質が法第2条第2項の「水銀含有再生資源」に該当し、法に基づく管理と報告が義務付けられていることを伝えることが必要です。情報提供が不十分な場合、譲受者で必要な取組が行われないこともあるため、譲受者が国から勧告を受ける可能性がありますので、契約書等に水銀含有再生資源の管理の内容（「水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン」の「具体的な管理方法」参照）について記載しておくことが求められます。譲り渡した水銀含有再生資源については、譲受者が適切に管理を行えるよう、以下の情報を提供することが望まれます。

- 物質の名称、組成、量

Q707 報告が求められている「その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組」としては、どのような取組が考えられますか。

A707 管理指針のいずれの項にも基づいていないが水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組を指しています。例えば、社内研修における社員教育等が考えられます。

付録2 連絡先・問い合わせ先

(1) 水銀含有再生資源の管理に関する問い合わせ先

省庁名	担当局部課	連絡先
環境省	大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課水銀対策推進室	TEL: 03-5521-8260
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	TEL: 03-3501-0080
お問合せフォーム https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase		

(2) 事業所管官庁の問い合わせ先（令和5年3月現在）

省庁名	担当局部課	連絡先
内閣府	大臣官房企画調整課	TEL: 03-6257-1391
警察庁	長官官房企画課	TEL: 03-3581-0141 内線 2137
金融庁	総合政策局総務課	TEL: 03-3506-6021
消費者庁	消費者政策課	TEL: 03-3507-9186
総務省	大臣官房企画課	TEL: 03-5253-5158
法務省	大臣官房秘書課	TEL: 03-3580-4111 内線 2888
外務省	国際協力局地球環境課	TEL: 03-3501-3311
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	TEL: 03-3581-7934
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課	TEL: 03-6734-4143
厚生労働省	医政局医薬産業振興・医療情報企画課	TEL: 03-3595-2421
農林水産省	大臣官房環境バイオマス政策課	TEL: 03-6738-6477
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	TEL: 03-3501-0080
国土交通省	総合政策局環境政策課	TEL: 03-5253-8262
環境省	大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課水銀対策推進室	TEL: 03-5521-8260
防衛省	大臣官房文書課環境対策室	TEL: 03-5362-4847

付録 3 様式

様式

水銀含有再生資源管理報告書

令和 年 月 日

主務大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称：
	所在地：
担当者氏名及び連絡先	部署：
	氏名：
	電話番号：
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業	
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する大臣	

前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量	
前年度における水銀含有再生資源の管理状況	別紙 2 のとおり。
指針に基づき実施した取組等	水銀含有再生資源管理者が指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組（具体的に記載）
	水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施を求めた取組（具体的に記載）

備考

- 1 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。
- 2 水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀含有再生資源の管理に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙 1 に記載すること。
- 3 前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量の欄については、水銀含有再生資源の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に管理していた量を記載すること。
- 4 前年度における水銀含有再生資源の管理状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀含有再生資源の種類ごとに別紙 2 に記載すること。
- 5 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成 27 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第 1 号）に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 6 水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類等を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

1	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙 2 水銀含有再生資源の種類 ()

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

①年度当初に管理していた量	kg 湿重量・乾重量		
②生じた量	kg		
③譲り受けた量	kg	kg	kg
譲渡者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
事業所の名称及び所在地			
④譲り渡した量	kg	kg	kg
譲渡しの目的（譲受者における用途）			
譲受者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
事業所の名称及び所在地			
⑤処分作業を行った量	kg	kg	kg
処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）			
⑥廃棄物となった量	kg		
⑦保管、運搬又は処分作業を委託した量	kg		
⑧年度末に管理していた量	kg		
管理の目的			
備考欄			

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
保管を行った事業所の名称及び所在地		
環境上適正な保管のために実施された取組等		
運搬の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
運搬の経路		
環境上適正な運搬のために実施された取組等		
処分作業の委託を受けた者		
住所及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
処分作業を行った事業所の名称及び所在地		
処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)		
環境上適正な処分作業のために実施された取組等		

備考

- 1 別紙 2 については水銀含有再生資源の種類ごとに作成すること。
- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 ①から⑧までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」を○で囲むこと。
- 4 譲渡しの目的の欄については、譲受者における用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 5 ⑤処分作業を行った量、処分作業の種類及び目的並びに処分作業の委託を受けた者の欄については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）附属書ⅣBに掲げる処分作業に係る情報を記載するものとし、処分作業の種類及び目的の欄については、バーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業のいずれに該当するかの別及び可能な限り処分作業により得られた物の用途を記載すること。
- 6 ⑥廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 7 管理の目的の欄については、可能な限り、目的別の管理量を記載すること。
- 8 年度末に管理していた量（⑧）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること： $⑧ = ① + ⑨ - ⑩ - ⑥$
- 9 環境上適正な保管のために実施された取組等、環境上適正な運搬のために実施された取組等及び環境上適正な処分作業のために実施された取組等の欄については、水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記載し、当該実施状況を確認することができる書類等を添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。